

令和2年第3回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第2日目)

令和2年 9月16日(水曜日)

午前9時30分開議

第20 一般質問

- 第6 議案第55号 令和2年度訓子府町一般会計補正予算(第4号)について
- 第7 議案第57号 令和2年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第8 議案第56号 令和2年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第9 議案第58号 令和2年度訓子府町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第10 議案第59号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第11 議案第60号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第12 議案第61号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第13 議案第62号 訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

追加日程

- 第1 意見書案第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める要望意見書
- 第2 意見書案第4号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する要望意見書
- 第3 意見書案第5号 種苗法改正案の慎重な審議を求める要望意見書

○出席議員（10名）

1番 須河 徹 君	2番 泉 愉 美 君
3番 工藤 弘 喜 君	4番 谷 口 武 彦 君
5番 河 端 芳 惠 君	6番 西 森 信 夫 君
7番 山 田 日出夫 君	8番 余 湖 龍 三 君
9番 仁 木 義 人 君	10番 西 山 由美子 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	森 谷 清 和 君
総 務 課 長	伊 田 彰 君
企 画 財 政 課 長	篠 田 康 行 君
町 民 課 長	元 谷 隆 人 君
福 祉 保 健 課 長	谷 方 幸 子 君
福 祉 保 健 課 業 務 監	今 田 朝 幸 君
農 林 商 工 課 長	大 里 孝 生 君
建 設 課 長・上 下 水 道 課 長	渡 辺 克 人 君
元 気 な ま ち づ くり 推 進 室 長	坂 井 毅 史 君
会 計 管 理 者	八 鍬 光 邦 君
教 育 委 員 会 教 育 長	林 秀 貴 君
管 理 課 長	高 橋 治 君
子 ど も 未 来 課 長	山 本 正 徳 君
社 会 教 育 課 長・図 書 館 長	山 田 洋 通 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	原 口 周 司 君
農 業 委 員 会 会 長	細 川 孝 雄 君
監 査 委 員	平 塚 晴 康 君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	森 下 直 治 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 内 啓 伸 君
議 会 事 務 局 係 長	吉 村 章 子 君

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりです。

◎一般質問

○議長（須河 徹君） 日程第20、昨日に引き続き、一般質問を継続いたします。

7番、山田日出夫君の発言を許します。

山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

お年寄りの介護・認知症対応の現状と課題について。

生活の向上や医療の進歩に伴い平均寿命が伸び続け、核家族化が進むなど独居や二人世帯のお年寄りが急激に増えております。

しかし、加齢に伴い生活環境が厳しさを増すことや体力の衰えにより、要介護や認知症に苦しむ方々も増加しています。

これらの状況は、ご本人の心身に表れるので、周囲が把握しにくく、制度の現状や理解が進んでいないこともあり、本人や家族が適正なサービスを受けるまでに時間を要する場合も見聞きます。

きめ細かいサービスが行き渡り、お年寄りが安心して老後を過ごすために、今回は介護と認知症に対する現状と課題について伺います。

1、「在宅介護実態調査及び介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の実施の目的について。

2、介護保険や認知症のサービスを受けるまでの大まかな流れと課題について。

3、サービスを受けるまでの本人および家族の留意すべき点および支える側の行政の姿勢について。

4、介護認定などの各措置のスピードアップについて。

5、制度の徹底を図るため、当事者に寄り添う周知の実施について。

以上、お願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「お年寄りの介護・認知症対応の現状と課題について」5点のお尋ねがありましたので、お答えいたします。

1点目に「在宅介護実態調査及び介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の目的について」のお尋ねがございました。

介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施のため、3年間で1期とする介護保険事業計画を作成していますが、介護保険法において、日常生活圏域における被保険者の心身の状況、その置かれている環境、その他事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して介護保険事業計画を策定するよう努めることとされています。

第8期介護保険事業計画の策定にあたっては、本年2月に調査を実施しています。在宅

介護実態調査では、町内在住の要介護認定者のうち在宅で生活している人と、その介護者を対象として生活状況や保健福祉、介護に関する考え方を、また家族等介護者の負担や就労状況に関する調査を、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、町内在住の65歳以上の高齢者で要介護状態になる前の人を対象として、高齢者のリスクや社会参加状況等に関する調査を行いました。調査結果を分析し現状を把握することで、高齢者や家族の抱える課題を探ることを目的に実施したところで、これらを踏まえた上で計画作成を進めているところです。また、虚弱な高齢者を早期発見し、生活機能低下を防ぐための支援につながるなど、健康づくりや介護予防の取り組みにも活用しています。

2点目に「介護保険や認知症のサービスを受けるまでの大まかな流れと課題について」のお尋ねがありました。

介護サービスを利用する場合、要介護認定を受ける必要があります。認定申請をしていただくと、担当者が自宅などを訪問し当該者の心身状態等を聞き取るなどの調査を行い、その後、主治医意見書などを参考に認定審査会で審査が行われ、認定されますと要介護度に応じた介護サービスの利用と担当する介護支援専門員が決まることとなります。非該当になった場合は、介護サービスを受けることはできませんが、基本チェックリストにおいて、生活機能に低下がみられると判定された場合は、総合事業の訪問型サービス、通所型サービスを受けることができ、生活支援が必要な人には、生活支援サポーターの紹介を、外出機会の少ない人には、サロンや集いの場などで行われている「いきいき百歳体操」などへの参加につなげています。

また、申請から認定を受けるまでの期間が30日以内と法定化されていますが、主治医の意見書が遅れるなどの理由で、判定までに30日を超えてしまうことが課題となっています。

3点目に「サービスを受けるまでの本人および家族が留意すべき点および支える側の行政の姿勢について」のお尋ねがございました。

本人および家族の留意すべき点ですが、抱え込まずに遠慮しないで相談にきてほしいということでもあります。多くの方は、介護保険制度がわからなかったり、介護等への不安な気持ちを抱えて相談にみえられますので、制度の仕組みやどのような介護サービスがあるのか、またサービスを利用するまでの流れなど、相談者が知りたい情報を丁寧にわかりやすく説明するとともに、当事者の身体状況などを確認し、当事者にとって良いと思われることを一緒に考え、当事者・家族が望んでいる支援につなげることを心がけております。

4点目に「介護認定などの各措置のスピードアップについて」のお尋ねがありました。

要介護認定においては、当該者の早期サービス利用につなげるためにも、審査資料等を迅速に作成し審査会へ依頼することを心がけています。しかしながら、2点目の質問での課題として述べましたように、主治医の予定や当該者が受診しないことから、主治医の意見書作成が滞り、審査会に諮る時期も遅れ、判定までに平均34.1日を要する状況となっています。主治医からの意見書を速やかに作成してもらうことが、スピードアップにつながることから、当該者には早めに受診を促すとともに、主治医には文書依頼のほか電話による協力依頼をするなど、今後とも判定までの時間短縮に努めてまいりたいと考えています。

5点目に「制度の徹底を図るため、当事者に寄り添う周知の実施について」のお尋ねが

ございました。

本町では、毎年介護保険制度の手引きを全戸配布していますし、納付書送付時には保険料に関するパンフレットを、65歳を迎え新たに第1号被保険者になられる方には、保険証と併せて介護保険に関するパンフレットを同封するなど、介護保険制度に関する周知に努めてきたところです。今後もこれらを継続するとともに、知りたい情報やわかりやすい情報提供に努めてまいりますのでご理解願います。

以上、お尋ねのありました5点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） ご答弁ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

アンケートの目的は、答弁でもありましたように、今年度で終わる第7期の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画に続くですね、令和3年度からの3年間の第8期計画の基本資料にするということで、法でも定められているということでもあります。アンケートの内容については、やや詳しくご答弁ありましたけども、質問数や字数が非常に多くですね、多岐にわたり、ご本人はもちろんだと思いますけども、特に介護を受けているようなご本人はもちろんだと思いますけども、ご家族であっても、なかなか冷静に回答するのは、至難の業ではなかったかなと思います。聞くところによると多くの回答もお年寄りというよりは、ご家族が回答しているという、もうこれ話題になってました地域でも。やや本来の意向を把握するという観点からは少しはずれるおそれがあったのではないかなと思っております。先の私の特養に関する一般質問において、施設入所を求める希望が意外と少ないという答弁があったように記憶していますが、この集計でも介護を受けていらっしゃる百数十名の方々の中でも33%強が入所を希望しているという数字が出ております。多くのお年寄りから私が地域を回った時に聞かされているのは、営農や家庭生活に影響が出ないように施設入所を望む圧倒的な声を聞かされているのです。行政との認識とちょっと違和感を禁じ得ないところがございます。特に介護や認知の問題は対象者がお年寄りの皆さんでありますから、いかに意向を的確に把握するかということがもうツボになってくると思います。また、介護している人は回答なんて、ちょっとなかなか大変な面もございすんで、直接ですね、相談を兼ねておじゃまして意向を把握するなどのことを今後ですね、終わったことはもう、了としますけども、今後、きめの細かい、何て言うんでしょう、対象者のレベルにあわせてと言いますか、そういう把握をすることが対策の基本となると思いますが、今後の意向調査のあり方について、簡単にご認識を伺いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） ただいま、今後のアンケートのやり方についてのお尋ねがございました。基本的にはですね、今、議員さんがおっしゃったように、項目数が多いという話はこちらにも若干届いているところでございます。基本的にこのアンケート自体はですね、国から示された部分で調査を行っている部分で一部、独自で、町独自の項目も設けておりますので、一応そういった声があるということ踏まえて今後、課内で検討させていただきたいと考えております。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 法定のアンケートというのは回答にもありますし、私も存じていますし、そのことについては何ら、何らというかむしろしなきゃならないことですから、結構だと思うんですけども、ポイントとして、やはり生の声を聞く姿勢を持っていただきたいなど。今後ご検討いただくということでもありますんで、全部という訳にいきませんのでね、状況に応じてということになるかと思えますけども、ご検討をお願いしたい。

この計画書といい、アンケートというのは、そもそも誰のために誰に向かってするかということももう明白であります。計画書は行政の事業設計書と言ってもいいと思うんですよ、だから行政は絶対必要だし、町長が変わろうと担当者が異動しようとして、この計画書によって事業を展開していくという点では重要な公文書でありますから、それはしっかりしていただくということは論を待たないと思います。ただ、強調しておきたいのは、町民が介護や認知症に関わって知りたいこと。真に知ってもらいたいことというのは、計画書やアンケートの結果が自分にどう関係するか。明日から、明日発生するかもしれない要介護や認知症への備え、そして介護の心得と技術、これが一番知りたいことなんです。けども、知りたいけども自分の家では起きないと思ってますから、私もそうでした。思っているから、簡単に言うと何て言うかな、自分の問題としてなかなか捉えきれなくて、ずるずるとしているというのが現状で、致し方ない面もあると思います。昨年、これですね、私たちの介護保険わかりやすい利用の手引き、昨年っていつも毎回出てます。これすばらしい冊子、これ訓子府で考えたのかな、すばらしい。すばらしいんだけどね、もう詰め込み過ぎてというか、詰まり過ぎて、なかなか今言ったレベルの、自分に関係ないと思っ
ているおおかたのレベルでは、これをすぐ開いてですね、勉強しようということはなかなか残念なことにならない訳で、何かあった時に読む前に電話して相談するという
ことになってしまふんですよ、正直なところ。私もそうでした。だからせつかく
こういうノウハウを詰め込んだすばらしい、僕はすばらしいと思いますよ。すばらしいものでありますから
ね、これらを何て言うんでしょう、読むだけではない、見るだけではない、具体的な起きたらどうするかということ
を心得も含めてですね、技術も含めて、それをいかに起きる前から伝えていくかということではないかと思
います。もう既に介護がはじまっている170名ぐらいの皆さんはもちろんですけども、苦勞しながら進
めていると思うんですよ、現在進行形も未来形も含めて、この情報を生かす、生きた共有化という
か、その何かアイデアは、いいアイデアはお持ちでないか、お伺いしたいと思います。なければ、今の
ところこの路線でいっているんだということであれば、ご検討も含めてお願いしたいと思
います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 今後の周知の方法のことのお尋ねだったかと思
います。

一応、今、議員が示されたリーフレットというか、パンフレットですけども、これは毎年全戸配布しているものでございまして、業者さんに印刷の方をお願いしている部分でもござい
ますけども、それで議員さんが言うようにですね、実際、自分の身に降りかか
らなければ、こういった部分というのは、なかなか覚えようもしないし、見ようもしない
というのは、事実かなというふうには思っております。でも、先ほど議員がおっしゃ
ったように、今後起きた場合にどう家族の皆さんですとか、当事者の方、そういった部分
に、

起きたらどうするかという部分について、ここの部分にそういった部分も触れることは可能なのかなというふうにも考えておりますので、検討というか考えていきたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 今、2回答弁いただきましたけど、良いことは変えようというか、検討しようという姿勢が伝わってきます。やっぱりそういう姿勢がですね、私どもの立場もそうだし、行政に、介護、認知症だけでなくですね、この厳しいいろんな厳しい世の中で行政や議会に求められていることかなと思って、今聞きながらうなずいておりました。さて、これ高く、もう何度もしつこいぐらい評価してんだけど、さっき言った、なかなか見るとこまでは至らない。見ても難しい面もあるというようなこともありますけども、こういう単発で出していただくことは大変結構なんですけども、介護、認知症、一貫してですね、網羅する取り組み、ちょっと漠然としてますけど、この紙もそうですけども、催し物とか行事もそうですけども、学びの場もそうかもしれない。網羅してですね、やるぐらいのことがもう社会的な要請であり、時代背景でないかなと思っております。こんだけ長寿命化社会になって医療が発達して寿命だけは延びる。だけど反面ですね、衰えは始まっているから、こういう大問題に日本中世界中直面している訳ですから、もうそろそろ網羅した体制、取り組みは必要でないかと思っている訳です。この介護という非日常の世界はですね、ある日突然、ある家庭に予告なくやってくるんですよ。我が家でも1月に妻の母が積雪の時に転んで骨折して小林さんに3か月入院したらもう途中からもう歩けません。車いすです。全介護ですっていう宣告をされて、びっくり仰天というところからはじまる。私も妻もご存じの方もいるかもしれませんが、一定程度、福祉課に勤務してて、それなりに知っているつもりだったんだけど、慌てふためきました。妻はすぐこれ出してきましたね。そして、いろいろ二人で読みました。我々はちょっとわかります。でも、先ほど言ったような状況でないか。だから、突然やってくる未知との遭遇ですよ、それはなかなか厳しいものがある。もう我々の側のいろんな行動がもういきなり制約されますから、親だから、制約なんて思ってやったことはないけども、いろんなことが起きてしまいます。短期間で生活が激変するという、そしてその対応の密度というか濃さは、全然このパンフレットを冷静に例えば読めたとしても、読んでいた時期の気持ちから言ったらもうとんでもない乖離^{かいり}があります。いわゆる慌ててしまいました。予防対策はですね、訓子府町は非常に僕優れていると思えます。保健師さん中心に。一生懸命やられています。その予防はちょっと置いといて、予防は評価、非常にしております。置いといて、いざ未知との遭遇になった時に、少しでも当事者も行政もお互いにスムーズに対応できるように、何かこの紙以外で心配りをして対応していること。またこれからしようとしていることありますか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 先ほど来、パンフレットのお話出てたかと思えますけれども、何も問題がない時にこのパンフレットはきっと読んでも身につかないといえますか、それが現実かと思えます。こういうものがあつたということの、何かあつた時に思い出していただければ、裏には連絡先が入っておりますので、そちらの方に、福祉保健課の方になりますけれども、連絡をいただければいいのかなと。一つの手段として、まずは窓口にお電話でも何でもいいので、相談していただければ、こちらから出向いて、どういう状態

なのかということも確認できますので、そういったところから一歩ずつ踏み出していけるかと思えます。そして、あと突然のお話ということですがけれども、町ではふれあいサポーター養成講座だとか、介護に興味のある方だとか、何人かこう、毎年なんですけど、集まっていたら、そういった介護についての勉強だとか、そういった機会も設けております。また、老人クラブだとか、そういった集まり、個人的な集まり、婦人会だとか、そういったところの、女性部だとかの集まりでも健康講座だとか、そういった催し、そういった要請がありましたら、介護保険についてもお知らせをする体制はとらせていただいております。そして、新たな何かそういう紙以外の仕組みがということですがけれども、先ほど議員さんおっしゃいました骨折で入院されたということなんですけども、入院された場合には退院に向けて病院側から包括の方に連絡が入ることになっております。一応、北見医師会の管轄、それと1市4町ぐらいが入っているかなと思うんですけど、入退院連携という仕組みが出来上がっておりますので、そういったところで退院に向けて、こちらの情報も病院側にほしいとか、そういったこともありますし、元々ケアマネがついている方であれば、ケアマネと退院連携をとっていくという仕組みは一つあります。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 確かに、いろいろされています。それは承知していますし、評価もしているんですけども、運動というか、町を挙げてというか、そういうレベルにまではいってないだろうと。そして、そういうレベルに持ち上げるべきでないかなと私は思っております。介護や認知症という、繰り返しになりますけども、制度が複雑、それと外部の事業提供者も関わってくる。サービス開始まで時間がかかる。認定会議、広域で北見で行われていると思いますけど、月1で、平均3、4、1日、ひと月以上、医者都合を主な理由として、原因としてか、遅れが出ているという課題があるという回答がございましたけども、医者だけの問題かなと思う訳ですよ。これだけそういう状況が進んでいる中で、月1で開いていること自体が私はちょっとわからない。何で月2にしないのかなとか、陰ではですね、サービスの開始を今か今かと待っている多くの人がいるんですよ、月1というのはもうあれでしょ、行政の都合でしょ、行政の都合だと思います。取り決めてると思います。近隣市町で。だから状況に応じてですね、いきなり2回という訳にもいかないかもしれないけども、そのケースの発生というか、たまり具合によっては早めるとかね、柔軟なことができていいんでないかなと思います。そして、判定会議が終わっても、今度は判定が、介護度がついて今度はいずれですよ、包括支援センターのご指導なんかもいただきながら、民間事業者のケアマネージャーとつながりを持つというステップもありますよね。このケアマネがまたいろいろありましてね、いろいろ事務的な人だとか、しゃっこい人だとかいろいろいるんですよ。残念なことに。福祉の世界にも。どうも的確なサービスプランといいますか、サービスになかなかこうたどり着かないということも経験しました。ただ、事業所が突然の閉業で、廃業でというんですか、事業所がうちの場合変わって、包括の保健師さんのご協力もいただいて、素晴らしい事業所とケアマネに2回目は出会うことができましたので、大変感謝しているんですけども、ましてやですね、施設入所を希望した場合ですよ、申請書を静寿園に出すとします。そうすると静寿園では、各施設それぞれ入所判定会議というの持ってまして、これがなぜかこれまた3か月に1回なんですよ、これどこの施設も3か月に1回、法定なのって聞きたいぐらい3か月って足並み

揃っている。ここまでももうね、ひと月とかひと月半とか場合によっては2か月かかっている訳ですよ、さらに特養に申請したら、タイミング悪いとですね、いやー昨日、一昨日、判定会議終わったんだよって私は言われました。そんな感じで、たまたまある施設で。そしたら3か月先ですからね、判定するまで。そして入所を希望する方なんていうのはもう大抵、3から上しか入れないんだけど、4か5の人しか拾われないというか入所できない流れですから、混んでますから。そうするとですね、必ずしも3か月後の判定会議で入れるかといったらもうほとんど入れないです、正直言って。だから、これらの何かすっきりしない流れ、民間事業所も絡み、うちの包括は素晴らしいですよ、何度も言うように。感謝も込めて何度も言いますが、でも民間事業所のレベルの差も含めて、そしてその仕組み1か月に1回、3か月に1回という仕組みの、このスピードアップというのはですね、監督官庁である町はできないものでしょうか。指導も含めて。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 今、認定審査まで時間がかかるという部分のお尋ねでございましたけども、この北見地域の認定審査会、北見市、置戸、うちの3市町でやっておりますけども、月1回ではなくて、毎週水曜日に審査会は開催されております。それで、直近はないんですけど、平成30年度の実績で174回開催してございます。先ほどの答弁でも言いましたけども、申請から判定まで30日を超えるという部分でしたけども、その間まるっきりサービスが使えないという部分ではなくて、暫定的に一部のサービスですけども使えるという部分もございます。その辺はご理解いただければというふうに思います。あと、施設への入所、静寿園でも毎年というか3か月に1回、入所判定会議やっておりますけども、これもどうしても申請、議員おっしゃったように判定会議のすぐ後に出すと当然3か月後という、タイミングというのは難しい部分があるんですけども、そういった場合には、ショートという制度もありますんで、一時的な、そういった部分を活用するとかという部分もありますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） そうですか、広域の介護度、認定会議が毎週やられているんですか。そうするとなおのこと不思議ですね、34.1日間かかるなんて。ちょっと逆に驚きました。制度は、仕組みは1週間に作っていると。ところが実態はそういう遅れがあるということで、もう改善を願うしかないですね。医者が主原因だったら、医者に、医師会かな、お願いするなりしてですね、パイプの詰まりをよくしていただきたいなと思います。それとその仕組みはよくわかっているんですね、3か月かかる、各施設の判定会議も含めて、これは法定なんですか3か月というのは。知ってたら教えてください。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 入所判定会議の開催時期というのが法定化なのかというご質問ですけども、ちょっとそこまでは押さえてございませぬけども、先ほど議員おっしゃったように、北見市の施設でも大体、大概是3か月に1回ということなんですけども、おそらく施設、施設で、その期間というのは決めているのかなというふうにも思っております。あと、先ほどケアマネの部分、対応の部分ありましたけども、その辺はもしご家族なり当事者と意見が合わないとかという部分であれば、ケアマネを替えるということも可能ということはお話したいと思います。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 法定かどうかは今、問題じゃなくてですね、どこの施設行っても3か月に1回ですから、慣習というか、忙しいということもあって3か月にしているんでないかなと私も思っております。そのケアマネのですね、事業所とケアマネの質の話、質の話をここのでする気は私はないんですけども、先ほど言ったように、指導できないのかなってうかね、どこが監督しているんですかね。非常に嫌な思いしましたしね、嫌な思いしたということは、サービスまで時間がかかったり、もう種類がすっかりこななかったりいろいろなことが現にありましたから、おそらくあそこだけではないだろうと。人によっては、また施設によっては、差があるんだろうし、これは訓子府町民にいきなり関わってくることでからね、訓子府町が指導監督の立場にあるんだったら、知ってほしいということでもあります。違ったらどこなのか、ちょっと一言教えていただきたいなと思っております。

それとですね、話元にちょっと戻りますけども、運動のような大きなムーブメントを町中で、全町で起こしたらいいという話なんですけども、そして課長もお認めになったように、私もそう認識しているように、この優れたパンフレットをなかなか最初から読んでですね、対応するということとはできない。そして、パートナーなどの学習会だとか、単発な事業はやっているということでもありますから、私はちょっと具体的に考えておまして、介護や認知を大きく段階で分類する必要があるんでないかなと。されているのかもしれないけども、第1段階は、介護、認知症の前の準備段階というか、家族にもまだ発生していないという段階です。だけどやがてうちの父も母もみたいな心配の段階というんですかね。第2段階は、発生した後の、直後のというか、発生しつつあるというか、言葉ちょっと難しいですけど、その段階での対応。そして3段階目は、もう在宅介護、そのものの技術や心得や、もう具体的な対応。そして最後は、施設入所に向けた対応と。これ物の見事にですね、グラフに書くとね、今日持ってきませんでしたけど、縦軸に介護度があって、横軸に時間の経過があったら、皆さんの方から見たら、老化とともに緩やかに坂上り始めますね、グラフで書くと。この期間はまったく個人でバラバラ。そして何かが起きたとかというところになると、うちのばあさんで言えば骨折なんで、グンと上がりますよね、介護度というか、縦軸介護度ですから。そしてまだわかんないですよ、その介護度は判定会議で決まるんだから、我々はわかんないけど、どう見ても、見ても変化が著しい。そして3か月も入院してたらもうグラフはもうこういう崖のように立ち上がって、立ち上がった時には、認知症も忍び寄ってきているんですよ。間違いなく。うちの母は病院に3か月いる間に2か月ぐらいまでから幻想見出しまして「病室の中にキツネがいる」とか「このやぶわらはどこなんだい日出夫さん」とかっていうようなことなんです。全部灰色の壁じゃないですか病室って。何か本人にとってはやぶに見えたりですね、やぶに見えるともうキツネが連想されて、そういう、昼間ですよ、しゃべっていながら、そこにキツネがいるというようなことが起きて、この時はもう4とかね、介護度4とかになっていると思います。結果、母は退院する時、5でした介護度。これはもう短期間にあつという間に起きた一例ですけども、緩やかに進行する人もたくさんいると思うんですよ、在宅を中心に。このように、それぞれのステップに合わせて、紙を活用して、活用ですね、紙で今止まっていますから正直言って。紙の次は電話くださいですから。そういうウェイティングでなく

て、ウェイティングサークルではなくて、行政と町民が共にウェイティングサークルから踏み出すということをしないと、もう何て言うか家庭を基礎とする社会もガタガタになりつつあるんだけど、ガタガタになってしまうんでないかという危機感を私は持っているんですよ。職員は大変です忙しいからね、今の体制では大変だと思いますけども、このような整理をした中で具体的な学びの場というか、いろいろあると思いますメニューは。運動を始めるという、そういう一步踏み込んだ認識に立っていただきたいと私は強く願っているし、それが必要だと思っていますけど、いかがでしょう。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） まず、ケアマネの指導等の監督はどこが対応するかというご質問があったと思います。こちらにつきましては、行政であります役場、福祉保健課がそういった、もし問題等があれば指導とか注意ならびに改善等の指示をさせていただくという形になっておりますけども、実情はそういった相談がこちらの方にはきていないので、そこまでちょっと対応がとれていないのが実情です。あと、当然ケアマネさんとはうちの職員等と情報共有とか連携をしておりますので、ケアマネの方から、そういった患者さんの症状とか状態という情報はききますけども、直接ケアマネがどうのこうのという相談がありませんのでご理解いただければと思います。

あと、議員がおっしゃったそれぞれ1段階、2段階踏んで、町民に必要な部分、町民全体で、まち全体でこういった活動を広めていこうという部分でございますけども、今のところそういった部分は考えてはおりませんけども、個別には今も対応させていただいておりますので、これを踏まえて、今後どうするかという部分は考えないといけない部分もあるでしょうけども、一応この体制で進めていきたいというふうには考えてございます。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

6分です。

○7番（山田日出夫君） 私が一番強調したいのは、待ちの状態から踏み出すという、電話だとか紙だとかアンケートだとか、これは初段階としては結構ですけども、いつかの段階では踏み出して、ステップアップとかレベルアップしていかないと、この老いという問題で、家庭はもちろんですけども、地域やその上のまちそのものが老いてしまうということをしごく心配している訳です。道路を直したりですね、橋を掛け直したり、スポーツセンターを建てたり、消防庁舎を建てる。これは大事なことだと思いますけども、その基本となる人間がダメになってはいけないという、ここの観点はしっかり持つておかないと、えらいことになると思います。さて、難しいことばかり言うやつだなと思って皆さん聞かれていると思うんですけど、職員にしてみれば「この人員でこれ以上何やれと言うのよ」と思っているかと思います。それは一定程度私も理解します。それは今の体制だからです。私は理事者にお願いしたいのは、今までの言ってきた、人間を最後に大事に扱う行政という、それもスピード感を持って適正に、前倒しでという贅沢なパッケージですけども、そうすると当然ですね、体制の整備は必要ですよ、私は前の一般質問で、地域担当職員のことを要望したことがあります。町長の車の運転手兼ねて行事に出るのも結構だけど、もう名前のとおり地域担当なんだから、年に数回地域に入って、特に私が今、大事に思っているテーマである、このお年寄りの問題の相談だとか問題把握だとか、さっきから言っている前倒し、スピーディー、踏み込むということからも、そういう働きがあ

ってもいいんじゃないか、名前はどうでもいいですよ、地域担当でなくたって、体制を整備していただくという点では何でもいいんです。こういうことはできないのかということが一つと、もう一つ、最後に聞いておきたいのは、この先ほどのムーブメントの話、運動の話は、福祉保健課だけではとてもできない。だって、町民巻き込んでって大上段に振りかぶる訳ですから、当然、町民課、社会教育課、教育委員会って言ういいのかどうかわかりませんが、もう垣根を越えてですね、先ほどのステップに応じて、できるところから、私は急ぐという点では介護の技術と心構えのあたりからでないかと思えますけども、そういう運動を人的配置の整備も含めて求めたいと思います。このことは町長もよく社会教育の働きとして言われていることもありますんで、予算も絡みますんで、最後に町長に見解を伺って質問を終わりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

2分です。

○町長（菊池一春君） まず1点はですね、超高齢社会になってきて、国の福祉に対する、あるいは介護に対する2000年にスタートしたこの介護保険制度の脆弱さ、それ以上に高齢化の波はどんどん進んでいっていると、しかし予算措置は極めて低い。だから特養も在宅も含めてですね、ある意味では、要支援1・2の方々のケアをどうしていくのかということも介護保険から捨て去っているという状況を踏まえていくと、やっぱり国があらためてですね、橋や建物ももちろん大事ですけども、こうした福祉制度の欠落している部分をですね、20年たった今ですね、あらためて見つめ直していくということが必要なんではないかなと思います。自治体でやれることというのは、職員がもちろん、今ムーブメントの話をされましたけども、あらためて垣根を越えて、こういうさまざまな課題にどう向き合うのかという姿勢が問われているということも事実だと思いますので、貴重な提案として、もう1分しかありませんから、私は受け止めていますので、果たしてこれが今精一杯職員たちは頑張っておりますけども、これ以上のことをじゃ今、ムーブメント体制をどうするのかということを含めてですね、再度もう1回、みんなで考えていく時期がもう来ているのではないかなと考えていますので、ちょっとご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） ありがとうございます。国の話が出ました。制度の脆弱性はもう言わずもがなでございます。でも町民は待ってられませんので、町に求めるものは大きいだろうと思います。町長、今一定の方向性も検討も含めて示されましたんで、それに期待しながら質問を終わりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 7番、山田日出夫君の質問が終わりました。

ここで10時30分まで休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時30分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、5番、河端芳恵君の発言を許します。

河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 通告書に従いまして、一般質問をいたします。

町内の環境美化推進の考え方につきまして、町長に伺います。

町内にはレクリエーション公園をはじめ、多くの公園があり、子どもたちや高齢者、小さい子を連れた親子連れなどが思い思いに過ごしています。

町内外からも多くの方が訪れており、公園は憩いの場になっています。

道道や末広線の歩道などには街路樹や花壇が整備されています。道路を整備された時点で花壇や街路樹の整備が必須条件だったのかもしれませんが、後の管理については決まっていなかったのか、近隣の方が草取りをしているところもありますが、雑草がはびこっているところもあります。

安全でかつ美しい町内の環境美化の進め方の考えについて伺います。

1、中央公園の樹木も大きくなりました。特に北側にある松の大木は腐食が進んでいるものもあります。台風などの強風で枝が折れたりしないか不安を感じますが、どのように考えていますか。

2、街路樹もいろいろな木が植えられていますが、特に町道末広線の木は、電線に架かっています。台風などの強風で枝が折れたり電線を切断したりしないかと不安を感じます。街路樹の管理をどのように考えていますか。

3、公園内や歩道にはあちこちに花壇がありますが、雑草が茂っていて何を植えてあるのかもわからないようなところもあります。畑も花壇も一度荒らすと元に戻すのは何倍もの手間がかかります。せっかく憩いの場として作られた花壇ですので、どのように管理していきますか。

4、銀河公園は、町の中の公園として親しまれていて、いつも町内外から親子連れや子ども園の子どもたちが遊びに来ています。高齢者の方が木陰のベンチで涼んでいたりして憩いの場となっています。水回りの整備や小遊具の増設など一層の充実を図る考えはありませんか。

以上、伺います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町内の環境美化推進の考え方」について、4点のお尋ねがありましたので、お答えいたします。

1点目に「中央公園の北側樹木の管理」についてのお尋ねがございました。

図書館前の町道南2条線から仲町町内会の南側にある大木のほとんどは「原生林」であることから、市街地で「原生林」を見ることが出来る場所として、長年にわたり、自然のままの状態を保持することに努めているところです。

中央公園およびその周辺にある樹木につきましては、定期的に樹木医の診断を受けており、過去には中央公園噴水周辺、小学校裏の古木の治療やヤチダモの伐採、ポプラ等の枝払いを実施し、適正管理に努めているところです。

台風時はもちろんのこと、日頃から枯れ枝等の有無について、目視点検を行っており、折れかかっている枝等については、早急に撤去するなどの安全確保に努めております。

また、訓小の児童においては、台風等の強風時には、大きな木に近づかないよう学校から指導を行っているところです。

中央公園の北側樹木の管理につきましては、周辺の樹木も含め、これからも、日ごろの

点検と樹木医の診断の中で、治療や伐採等を行うなど、安全管理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

次に、2点目に「街路樹の管理」についてのお尋ねがございました。

街路樹がある町道路線につきましては、大きくは末広線、保養センター線、相内線の3路線がありますが、毎年度計画的に剪定作業を行っており、昨年度は末広線街路樹の剪定や穂波団地内にある樹木の枝落としなどを実施しております。

また、電線を所有している「ほくでん」「NTT」におかれましては、日ごろから町内にある電線等の点検を行っており、街路樹等により電線が危険と判断した場合には、防護管を設置する等の対策を講じるほか、台風などの災害時において、倒木等の危険を発見した場合には、お互いに情報を共有しながら、倒木等の処理や電源の復旧等を行っております。街路樹の管理にあたっては、市街地の緑豊かな生活環境を確保するため、周囲の環境や景観との調和を図ることを基本に、交通の支障とならないように配慮しながら、今後においても、計画的に剪定等を行ってまいりますので、ご理解をお願いします。

次に、3点目に「公園内や歩道にある花壇の管理について」のお尋ねがございました。

花壇が設置されている公園は、中央公園、レクリエーション公園、銀河公園、あさひの団地芝生広場、日ノ出公園の5か所になっており、歩道に設置されている花壇は、町道末広線の1か所となっています。

花壇の管理につきましては、直営および委託による管理のほか、設置した地先の方々に、植栽や草取り等を行っていただいている場所もありますが、高齢化や転居等により、管理することが難しくなっている花壇も一部に見られます。

今後においては、地域の状況等も把握しながら、管理方法について検討を行うなど、花壇の適切な管理を行ってまいりますので、ご理解願います。

次に、4点目に「銀河公園の一層の充実について」のお尋ねがございました。

銀河公園は、バス停に隣接し、複数の町内会に囲まれた立地であることから、多くの町民の方々にご利用いただいております。

また、平成25年度から26年度に、駅周辺整備事業の一環として、遊具施設のほか、ふるさと銀河線の思い出を感じさせるモニュメント等を増設し、子どもから高齢者まで、幅広い年齢層の方々に親しまれているところです。

公園利用者のさらなる利便性や、満足度の向上を図るため、新たに親水施設や遊具等を増設することは、一つの手法であると考えますが、現在、銀河公園のほかに、遊具のある公園が10か所、それから整備から数十年経過している公園もあることから、老朽化対策や既存施設の利活用が大きな課題となっています。

厳しい財政状況の中、公園施設の増設等にあたっては、既存施設の利用状況、町民のニーズや利用見込み、さらに整備による費用対効果等を十分に検討した上で進めなければならないと考えております。

以上、お尋ねのありました4点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 私が今回のこの質問をしようと思ったのは、たまたま駅周辺を議員会で清掃した、その時に気が付いたんですけど、花壇が草に覆われている。あと見まし

たら町内にあるいろんな花壇も草で何を植えてあるのかわからないようなところ、また地先の人が管理して、ここにこういうものが植えてあったんだなというようなことで、わかるところもあります。その中で聞かれた声は、これは誰が設置して管理責任は誰なんだというような話がありました。そこでいろいろ伺いました。

それとまず、中央公園の樹木についてですが、特に北側のトドマツか、大きな松、かなり大きくなっておりまして、ちょっと倒れたりしたら大変だなと思ったりしたので、また、4年前ですか、台風で訓小のニレの木が倒れたこともありましたが、その時は幸い通行人、車に被害がなかったんで、やはり樹木の管理というは、適切にしていかなければいけないなということで考えました。樹木医の指導で管理をしているということですが、樹木医はどのような頻度で診断を受けていただいているんですか。

それとまた、どのような場所、いろんな公園ありますけど、どのような場所を診断受けているんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、樹木医の診断の頻度はどれぐらいかということでございますけど、前回、平成28年度に受けています。その前は25年度ということで、およそ3年から5年においてですね、樹木医の診断を受けて対応しているというところでございます。その間につきましてはですね、職員が直接見に行ったりですね、また、委託管理している方からですね、いろんな情報ももらいながらですね、その様態ですか、状態についても対応しながらですね、診断を受けているということでございます。

それから場所でございますけども、樹木医の診断を受けている部分につきましては、大きな木、原生木と言うんですか、基本的には、中央公園もそうですし、学校の周辺の樹木についても受けているということでございます。

以上です。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 中央公園の樹木に関しては、あそこ神社の境内とも一体化しているので、その辺も含めて管理は必要だと思いますが、くれぐれも事故のないようにお願いしたいと思います。私がこの樹木にこだわるというのは、幼いころ、きっと洞爺丸台風か何かだと思ったんですが、うちのそばにあったポプラの木が倒れて、家にかかって、ちょっと直撃だったら大変なことになってたとか、風の害の恐ろしさというのを幼少期に体験してましたので、特に怖さというのを感じたりしていますので、何か事故がないような管理をお願いしたいなということで質問いたしました。

あと、街路樹ですね、以前にも、私も何回か樹木と街路樹について伺っておりますが、NTTの管轄だということで、NTTにお願いするということですが、かなり電線があつた辺は地中化になっているところは問題ないんですけど、地中化になってなくて、電話線ですか、ああいうのが本当に木の中に埋もれているような状態ですので、そういうのをやはり適切にきちんと管理責任のあるところにきちんと届けて管理をしていただきたいと思います。それでこれはNTTだからということではなく、町の方で危険だと感じたら、そういう切る、あれは町の木ですよ、街路樹。だからそういうような手立てもとれるかなと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、NTTの電線の関係で、木を切る関係どうだろうかということでございますけど、基本的に町の木でございますので、町の方で管理しておりますけども、ただ、電線等についてはですね、町の方で切ることによって、電線等に支障が出てくる場合もございますので、NTT、ほくでんの方と連携をとってですね、基本的には、そちらの専門で切る方がいますので、危険な部分を。いるので、そちらの方で対応しておりますし、それ以外の部分についてはですね、ほくでん、NTTから電話来て切ってもらいたいということがあればですね、対応してますし、自ら、町の方からもですね、巡回等々をしてですね、危険な部分については、剪定等の対応をしているところでございます。これからも順次、注意して管理していきたいと思っています。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 北見の市街のプラタナスですか、あれなんかは、あれは誰が管理しているのかわかりませんが、かなり刈り込みをして、あまり不安がないような形で、これだけ大きな木なのに、こんなに刈り込みしてと思ったら、次の年にはきちんと芽吹いて、やはりある程度プロがやる作業だと思いますし、街路樹でしたら高所作業車ですか、ああいうのも必要なのになかなか町独自でやるというのは難しいかもしれませんが、いろんな危険を感じたりしたら早急に手段をいろいろ考えて対策をとっていただきたいと思っています。

花壇についてですが、これも本当にきれいに整備されているところと、ここ何が植わされているのかわからないようなところがたくさんあります。これは地先の人に聞きますと、こんなものいらぬのになんかという声も聞かれました。道路をつくる時に、こういう公園なり樹木、花壇をつくるということが条件だったのかもしれませんが、その時、管理は誰が行うとか、その辺については、取り決めだとか、いろんなことがあったのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、花壇の関係でございまして、今、町長の方で答弁させていただきましたけど、町にあります公園の花壇、または町道にある花壇等につきましても、基本的に管理等については、町で行うということでございまして、ただ、場所によってはですね、地域のコミュニティという部分ありまして、地域の方でやっていただけるということもありますので、そういう場合については、地域等でやっている経過がございます。ただやっぱり地域も何十年もたつてきますと、できるところとできないところとかいろいろありますので、そういった中では、可能な部分、可能でない部分についてはですね、管理の仕方につきまして、今後ですね、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 毎月1回、第1日曜日ですか、サイレンが鳴って一斉に清掃しましょうというような取り組みもされていると思いますし、またちょっと広報紙を探して見ましたら、みんなで春の大掃除、5月9日から5月17日、秋の大掃除、9月12日から20日、まさに今、そういう週間というか旬間になっておりますが、その中で町の広報の中で町民憲章の「自然の恵みに感謝し美しい町をつくりたい」とあり「美しいまちづくりの一環として期間を決めて実施しています。みんなで自宅や庭周辺をきれいにしましょう」と呼び掛けていますが、町有地や公園は草だらけというのは、ちょっとおかしいのかなと

思うので、お金をかけてでも、そのあたりしっかり管理していかなきゃいけないと思いますが、どのように考えますか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、町有地が荒れているというようなお話でございますけれども、町有地でございますので、しっかりと管理してまいりたいと思っています。また、言われている部分につきましてもですね、日ごろからですね、どの箇所かうんぬんにつきましてもですね、日常点検してまいりたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 何もかも町にお願ひするっていう考え方がちょっと腑に落ちない部分もあるのですが、やはり年齢だとか、そこに住んで長いか短い、いろんなことがあって難しいのかもしれませんが、自宅周辺をみんなできれいにしましょうという考え、これは町民課が広報の中で呼び掛けておりますが、また、うちの町内会で言いますと、東幸町も花壇があって、そこに植え込みをしたけど管理が大変なんで、町内会の一斉清掃の時、みなさんで願ひしますということで声かけてやっておりますが、それと同じように地先の町内会、月1回の一斉清掃の時に声かけて、せめて道道なり町道なり、地域で何とかしていただけないかみたいな声かけみたいなことはやっていけないでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） ただいま、町内会で道路清掃の方をしてはどうかというふうなお尋ねがございました。町内会でも東町、東幸町、末広等々では、本当サイレンと同時にですね、花壇の清掃とか道路の清掃を行っています。基本的には、自分のうちの敷地、それから自分のうちの前の歩道、これはそれぞれそこに住んでいる方がするのが基本でございます。ですから、町内会としても、それぞれそういう意識は持っていますので、今度、連協の会議等々あった場合にそのような話をさせていただきたいなというふうに思っています。ただ、道路が設置した花壇を町内会で植え込むとかというふうになりますと、ちょっとまたいろいろ議論があるのかななんて思っています。ちょっと調べさせていただいたんですけど、中心商店街の関係で、あの時に近代化をしたときに停車場線、駅前の道路とそれから道道の部分についての近代化が図られたんですけど、その時にですね、商店街協同組合と町は町並み協定というのを締結してしまして、商店街が街路樹それぞれの店の庭先を清掃するというのがですね、締結をしております。先ほど議員さんもおっしゃっていましたが、段々、高齢化になってきて、そういったことが、段々、手入れができなくなっているという状況もございますし、ちょっと商工会とも、また町内会とも話をして、そんな関係でどう進めていくかというところの議論はした方がいいのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） これは、やはり本当に難しいことだとは思いますが、町の方針として春と秋の家周辺の大掃除をしましょうということも呼び掛けておりますし、それを含めて町民の方に自分の身の回りの、昔でしたら一斉清掃の時、点検に歩いたりして、それが苦痛に、赤紙、白紙ですか、何かそういうことがあって、それが苦痛だという苦情があ

って、ああいうのも取り止めになりました。点検はする必要はないとは思いますが、一応この期間、声かけて町民で一斉に周辺を清掃するなり、そういうことを意識付けというんですか、それは町がやってくれるからいいという形でなくて、ある程度、自分の身の回りを環境美化に努めましょう的な啓蒙も必要なのかなって思います。いかがですか。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） 町民に対する清掃の啓蒙が必要ではないかというお尋ねでございました。議員おっしゃるとおりそうだと思います。自分のうちの敷地でさえ、雑草が生えてなかなか管理できない方もいらっしゃいます。そういったところで意識付けというか広報なり町民課の町内会連協とか住民自治等々もお話させていただきまして、パンフレットつくるなり、何かいろんな形をもって啓蒙していきたいなというふうには考えているところでございます。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 以前、銀河線が廃止になった、その年ですか、駅のホーム、線路上に雑草が茂っていて何人かで呼び掛けて草取りをしませんかと呼び掛けて、町民でやったこともありますし、またレクリエーション公園の芝桜がかなり草で傷んでいる時に町民に声かけて芝桜の草取りをしませんかとか、苗をつくる、そういうことをしませんかということで、町民のボランティアを募ったりしたこともありますので、そういうようなことをして美化に努めるということもあるのかなと思います。その辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） 前にレクリエーション公園の芝桜についてですね、町民、町職員も町団体も町内いろいろな方が集まって、ポット苗をしたボランティア作業がございました。町内にいろいろある公園とか、そういったところの花壇の管理について、そういったボランティアを集めてやってはどうかというご提案でございましたので、ちょっとどこでそういうお話を仕掛けるかということもありますけども、良い話というか良いことだと思いますので、関係する課と検討していきたいなというふうには考えています。

以上です。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 今回、レクリエーション公園については、質問の事項に入れてみせんでしたが、先日、レク公園行って様子見てきました。暑い日だったので、親子連れ、ママ友グループ、多くの方があそこの水、流水コーナーで楽しんでましたし、いろんな方が見えてました。ただ、残念な、訓子府の方にはお目にかからなかったんですけど、お話し伺いましたら、あの公園は管理も行き届いていますし、無料ということもありまして、皆さん何かリピーターでした。芝桜で、私、レク公園の芝桜で何回も質問したりしておりました。今、見事に芝桜もきれいに整備されておりましたし、ラベンダーも植えられておりました。やはり、今、きちんと整備されていましたが、管理がそれ以上に必要なもので、これからも十分、これは整備した以上にお金かかるかもしれませんが、そういう管理をしっかりして維持していただきたいなと思います。

それと銀河公園のことですが、あそこはまちの中にあるということでこども園の子どもたちが遊びに来ていたり、あと親子連れが多いんですね、週末なんかになりましたら、親

子連れの方がたくさん見えてました。あと、あそこの駐車場、トイレが近い、トイレがあるということで、営業の方だとか宅配便の方だとか、お昼をあそこの駐車場で食べたり、ちょっと休憩したりとか、あそこは思った以上に利用者が多いところですよ。先日、見た時、円形のベンチが壊れてて使用禁止の札がかかっておりましたが、昨日見たら、それも直って普通に使えるようになっておりましたので、管理がやはりきちんと見回って管理をしていただきたいなと思います。ただ、あそこの水道が子どもたちがいたずらしたのか、砂利で詰まって使えなくなってますよね、ただ、子どもたち、こども園の子たちも遊びに来ていますし、いろんな方がいますので、あそこをきちんと直して、水が飲めるような形にさせていただいたらいいなと思います。それとあそこは、時々、道外ナンバーの車が停まって、あそこでキャンプじゃなくて、寝て、また次の日どこか観光したりしてるんだと思うんですけど、そういう方、年に何回か見かけます。今年も見かけました。そういうこともあって、あそこの公園は十分公園としての機能は果たして、みんなに使い勝手のいい公園だと思いますので、私、今あそこの丸い花壇があって、砂利があって、水道がありますけど、水道は詰まって使えなくなると、花壇、あの部分は何か小さな遊具でも置けたら、あちらの芝生の方と一体化した遊び場になるのかなと思いましたが、それも今ちょっとこれから検討をしていただきたい。できるできないも含めて状況を把握して、より親しまれる使い勝手のいい公園になるために、ちょっと点検してやっていただきたいなと思います。それについてお願いします。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、銀河公園の施設と申しますかね、増強と申しますかね、水回りの関係、それから小さな遊具の関係のことと申しました。銀河公園の水回りにつきましては、平成18年度ですね、水の部分については、どうしても砂場とか砂利場と申しますかね、子どもたちがどうしても、あそこいたずらしてしまうということで、そういうことで水を止めている経過がございます。水については、近くにすぐトイレがありますので、トイレの水、また農園の方にも水がありますので、そういった方の対応ができるということで、今のところ休止をしたままでございます。

また、回りの花壇うんぬんについても小さな遊具を置いたらどうかということも申しますが、町長から答弁がありましたように、施設等の費用もかかるということも申します。町内の公園を見渡しますと、全体でですね、10か所ほど遊具のある個所があるんですけども、公園自体が十数年たっているということで、当時は子どもたちもいっぱいいて、有効に使っていたんですけども、やっぱり年数がたつとですね、子どもたちもいなくなって、空いている遊具と、また老朽化しているということもありますので、建設課の方としてはですね、今年、来年にかけて、公園全体ですね、見直しと申しますかね、修繕計画を立てる予定であります。主に対象としては、子どものいる世帯を中心にしてアンケートをとって、その公園の必要性含めて遊具の必要性、またあまり使っていない、その辺もまとめて2年間で修繕計画を立てていく予定でありますので、そういった中でですね、銀河公園の遊具等の一層の増進等についても検討してまいりたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 銀河公園も駅周辺整備の一環としてできましたし、それからもう

20年近くたってますよね、だからそういうこともあって当初予定していたことと、それから今の需要というんですか、そういうものも少し変わってきているのかなと思いますので、そういう意味でこれからあそこがより良い公園になるようにお願いします。訓子府は公園が多いと思いますね、まちの中の水で遊べる公園、レク公園、いろんなところがあって、子どもたちや親子連れが安全に遊べるようなところがあって、本当にいいところだと思います。これからもきちんとそういう管理をしっかりお願いしたいなと思います。あといろんなニーズを把握してより良い公園にしていきたいなと思います。いろいろ要望をお伝えしましたが、これで庁舎内で、公園も教育委員会は中央公園だとか、課にまたがっているところもきっとあると思うんですよね、管理が。そういうことも含めて適切なより良い公園を目指して検討してやっていただきたいなと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 5番、河端芳恵君の質問が終わりました。

ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 8分

再開 午前11時20分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、4番、谷口武彦君の発言を許します。

谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

公園をより良く活用してもらうための考えは。

少年団や部活動の活躍、スポーツセンターの完成後、多くの利用者があり、スポーツの町としての訓子府町を感じているところです。

しかし、まちの中心には銀河公園、ポケットパークなどがありますが、使い方や利用料金などのさまざまなことがネックになり、利用に二の足を踏んでいる方や、屋外施設など利用の不便さがみられるなど、「レクリエーション公園などをもっと利用しては」などの声も多く聞かれます。

これからの公園などの整備、また利用者に向けたサービスなどの考えを伺います。

1、各公園を誰でも簡単に使えるよう、利用料や使い方をわかりやすく周知するなど、新たなソフト面での考えはありますか。

また、使用料の免除団体を作り、そこを使用申請の窓口にするなど、町民が簡単にイベントなどを開催できる環境づくりの考えはありますか。

2、レクリエーション公園のスケートリンク跡地に芝生を敷く、夜間照明をつけるなどの整備をし、多目的スペースとしての活用の考えはありますか。

3、屋内遊戯施設など新たな施設を求める声も多く聞かれますが、これらの社会体育施設や公園などの整備の計画はどのようになっていますか。

以上です。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「公園をより良く活用してもらうための考え」について、

3点のお尋ねがございました。教育長へのお尋ねもごさいますが、私の方からお答えをさせていただきます。

1点目に「町民が簡単にイベントなどを開催できる環境づくりの考え」についてのお尋ねがございました。

公園の使用にあたっては「公園の設置及び管理条例」に基づき、町の内外を問わず、誰でも利用することができますが、イベント等の開催にあたっては、公衆の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、占用を許可しており、占用に当たっては使用内容や占用面積に応じた使用料を納めていただく必要があります。

公園の使用料等の周知につきましては、町のホームページのほか、役場窓口および電話での問い合わせ等で対応しておりますが、公園オープン町広報掲載記事に合わせて、使用料等の記載をするなど、さらに周知を図ってまいります。

使用料の減免につきましては、教育委員会等の町の関係機関と、特に町長が認める団体として、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会等の公益に資する15団体を免除団体として指定しております。

非免除団体の使用申請があった場合につきましては、使用料を徴収することが基本ですが、イベント等の目的や内容等がまちづくりに関するものなど、公益に該当すると認められる場合において、個別に使用料の減免を行っております。

使用料の減免については、条例に基づく町の権限でありますので、免除団体を作り、使用申請の窓口とすることはできませんので、ご理解願います。

2点目に「レクリエーション公園のスケートリンク跡地に芝生を敷く、夜間照明をつけるなどの整備をし、多目的スペースとしての活用の考えはありますか」についてのお尋ねがございました。

レクリエーション公園の運動広場は、平成元年にオープン以来、夏季期間はソフトボール場、野球場のサブグラウンド、サッカーなどの練習場として、冬季期間はスケートリンク場として利用され、スケート愛好者の減少によって、平成19年度にスケートリンクが廃止後、歩くスキーコースとして利用され、多目的な屋外運動施設として町内外の多くの方に利用されております。

本町の屋外運動施設で天然芝の施設としては、パークゴルフ場・ゲートボール場・ゴルフの練習場としての末広多目的広場がございます。

ご質問のありましたレクリエーション公園の運動広場の芝生のグラウンド整備や夜間照明を設置しての多目的スペースとしての活用につきましては、仮に整備をするとした場合、多大な整備費と維持管理費が見込まれる中で、どのような利用ニーズがあり、どのような利用が見込まれるのか、具体的かつ戦略的に計画していかなければなりません。

現時点において、天然芝である屋外ゲートボール場や末広多目的広場などの既存の屋外運動施設を多目的スペースとして有効活用いただくなど検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目に「屋内遊戯施設など新たな施設を求める声も多く聞かれますが、これからの社会体育施設や公園などの整備の計画はどのようになっていますか」とのお尋ねがございました。

現在の社会体育施設は町民の健康の維持・増進はもとより、スポーツの振興などを目的

に設置している施設であり、多くの町民をはじめとして、町外の利用者からも高い評価を得ているところです。

特に、昨年オープンしたスポーツセンターは、町内の多くの団体や地域において数多くの説明会を重ね、幅広く町民からの意見を反映させたことによって、さまざまな機能を備えたスポーツ施設として、町民の積極的なスポーツ活動を支援し、誰もが気軽に利用できる環境が整ったところです。

また、公園につきましては、誰しものが、憩いまたは遊びを楽しむ場所として開放されているものであり、多くの町民が気軽に集い、親しみをもって安全にご利用いただいているものと認識しています。

このように、町民が健康的に明るく快適な日常生活を過ごせるよう、町内の施設整備を進めており、現時点においては、屋内遊戯施設などの新たな施設の整備計画の考え方はありませんが、町民のニーズを的確に捉え、既存の施設を有効活用しながら、より多くの町民がこうした施設を気軽に活用できるよう、施設運営面での工夫を重ねて、適切に維持管理していくことが重要であると考えているところです。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 何点か再質問させていただきます。

まずですね、町内にはさまざまな公園がありますが、町としてですね、今の利用の現状をどのように捉えているか、まず一言いただければと思います。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、公園の現状ということでございますけども、町内にはですね、公園として管理しているのが町内で23か所あります。レクリエーション公園のように大規模にやっている部分、あと銀河公園のように地域と密着してやっている部分もありますけども、その他、各団地にあります小さな公園とかあります。そういった中で設置からもう数十年たっている公園もかなりありますので、先ほど河端議員の答弁でもしましたけども、公園の修繕および見直しと言いますかね、再配置計画を立ててですね、この2年間でやっていくということで、その中でですね、あらためて公園の管理のあり方含めて検討してまいりたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今、公園の利用状況ということでお聞かせいただきましたけども、一つ目のイベントを開催できるというところでいいますが、実際にはですね、町民の方がポケットパークを例えば借りたい、銀河公園を借りたいという場合にですね、どこがどのように使えて、どこに申請をしたらいいかわからない。使いたくても使用料がどれぐらいなのかもわからない。そういう声を多く聞くことがあります。あわせて公園だけでなく、例えば公共駐車場なども一緒に借りたいという声も多いのですけれども、あらためてお聞きしますが、例えば銀河公園で一式全部イベントをしたいという場合の駅舎のホーム、芝生の公園、隣接した駐車場をあわせて借りたいという場合は、どちらに申請に行ったらよろしいでしょうか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） 今の銀河公園の使用についてのご質問でございますけども、銀河公園につきましては、町の建設課の方で管理しておりますので、そこについては建設課の方に、窓口に行っていただければ対応しますけども、ただ、プラットホームにつきましては、町で言うと農林商工課ですけども、実際は商工会で管理されているということでございますので、その部分については商工会の許可が必要となる場所だと思います。いずれにしても、一体で使うということになれば、商工会と建設課で連携を図ってですね、窓口対応をしていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今、1か所、同じ公園でも借りる場合は何か所かに申請をしなきゃいけないという話もありましたので、例えばですが、今、免除団体という話もしましたが、あくまでも無料で貸してほしいという訳ではなく、商工会に行く、建設課に行くという部分をですね、窓口を1本化とするような、そういうところを作るというか、何て言うんでしょう、場所の申請を1か所にすればできる。例えば町民の方がですね、フリーマーケットやビアガーデンをやりたいということがありますが、さまざまなそういう申請の難しいところがあって、なかなか二の足を踏んでいるという話をよく聞きます。そういうところのソフト面での整備などを具体的に何か検討しているかどうかがあればお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、免除は別として、使う時に1か所でどうかということでのお話でございますけども、いろいろ町の方もできれば利便性を考えてですね、1か所ということもいろいろ考えますけども、やはり施設それぞれ管理してますので、業務と密接に連携している部分がございます。そういった部分でどうしても一元管理というの非常に難しいという部分ありますが、ただ、そこはですね、連携して各課担当者連携すると、基本的に町の職員うんぬんにつきましては、どこが管理しているということは職員であれば承知しておりますので、役場に行っていただければですね、基本的に建設課ということになれば建設課に来ていただいて、うちの方で商工会と連携を図るとか、逆に商工会に来ればですね、ここの部分は建設課ということで連携を図るということで、その部分につきましては、密に連携を図ってですね、サービスの充実に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 先ほど渡辺課長の答弁にあったんですけども、農業交流センターの駅のホームの部分というのは、厳密に言いまして、以前は銀河線で利用されていた部分なんで、あそこのホームの部分だけは、実は条例で管理されておられません。だから基本的に営業行為以外のものであれば、広く町民に貸せるというような形で基本的に役場って許可と申請というような形でやりますけども、あそこはある程度、届け出みたいなの貸せるような形になっております。また、ちょっと一部誤解があったら困るので説明を補足しますけども、商工会に委託はされているんですけども、基本的な管理というのは、私も農林商工課でやっております。ただし、商工会でもそれができますよというような形になっております。あと駐車場の部分については、農林商工課の部分の農業交流センターの駐車場になってますんで、基本的にそういった部分も一体的に話いただければ、

ある程度のスムーズな貸し出しとかいうような対応できるのかなと思っておりますので、補足させていただきます。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 町長はですね、町政執行方針でも、野菜&雑貨フェスやストリートフェスタなどを支援して発展させていくとおっしゃっているので、今後、商工会なのか農林商工課、建設課もあると思うんですけども、どこでどうやったら借りられるっていう周知をですね、広報なりにしていただいて、町民の皆さんが借りやすく活動しやすいようにしていただければなと思っております。

次に、2番目のスケートリンクの跡地の整備ですが、野球やサッカー、少年団、部活動もそうですけども、関係者の方々はぜひ芝生や人工芝にしてほしい。先ほどはちょっと厳しいという声もありましたけども、サッカー場はちょうど大人用が1面とれますし、子ども用であれば2面とれる。2面とれれば大会などもできるという話で、野球もですね、毎週のようにあそこで野球の試合をやっておりますし、試合がない方のアップのするにも土よりは芝生がいいという声も聞いております。スポーツ振興くじの助成金の中に地域スポーツ施設整備助成がありますが、助成対象の事業の中にグラウンド芝生化事業というのもあります。水の管理なども難しいという話も聞いていますし、人工芝も敷くことのできる補助金でありますので、ぜひそういったものも活用しながら検討をしていただけるという考えはありませんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山田洋通君） ただいま、スケートリンクの跡地について、今現在、運動広場ということで活用しておりますが、その芝生化ということのご質問でございました。現在、運動広場はですね、土のグラウンドで1万4,600㎡の広さになっております。現在は主に野球のサブグラウンドですとか、若干、ソフトボールですとか、夏季はそのような形で使われています。今、ご質問のありました芝生化につきましてですね、現在ちょっと試算をしてみましたところですね、土の入れ替えから芝の種、そして暗渠の排水等ですね、それらの整備で必要になるかと考えられます。大雑把に事業費の概算でいきますと3,500万円を超えるというような試算になっております。確かに芝生化によりまして、サッカーですとか、そういった部分でのスポーツの利用の広がりという部分は期待はできますが、今申しましたように、事業費が非常に大きいということ、場合によっては助成事業という部分もあるかと思いますが、いずれにしても事業費が大きいと。それとあと何よりいわゆる水の事情で、散水の事情について、今、末広からくみ上げて持っているという部分、状況でございますので、その部分でいきますと、条件面でちょっと非常に厳しいかなというふうに認識しているところです。

以上です。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ちょっと補足的にお話をさせていただいて、谷口議員の方からサッカー場のお話もあったんで、實際上、今、課長がお話した1万4,600㎡あるんですけど、少年サッカーでいえば2面とおっしゃったんですけど、2面はなかなか難しくて、1面しかとれないんじゃないか。それと大人も1面しかとれない状況で、まず、例えばそういうところをどう活用するかというのが一番大事だと思ひまして、練習場としての活用な

のか、例えば試合をするため、大会をするための施設なのかというところでいいますと、立地を考えたら、なかなかこう一般的な練習場としての活用はレク公園ですから離れて難しいということになれば、大会等の試合場となった時に、やはり複数の面数をとれなきゃなかなか大会もできないという状況もあります。そのようなところで、面積的にはそういう状況だということですので、それぞれ利用者さんがどういうニーズか、先ほど町長お答えしたように、どのような活用ができるかということ把握しながら、その辺を教育委員会として検討してまいりたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 検討していただけるということですので、人工芝というところで予算ちょっとわからないですけども、そういう可能性もある。また、昨日の西森議員の時に言っていましたドックランという話もありますので、そういうのも多目的に使用できるように、今後検討していただければなと思っています。

また、ナイターの設備ですけども、今、中学校のテニスコートしかナイターができる機能はないのかと思っています。夏の日はですね、日が長いので、外でも活動できるんですが、秋から冬にかけては日が短くなって、もう5時過ぎると暗くなるということで、なかなか外での競技の練習もできないということですので、レクリエーション公園の設備はもう使えないという話もちょっと聞いたんですけども、今後ですね、パークゴルフ場にある施設も使えるかどうかちょっとわからないんですけども、ナイター設備をできる会場を本当はサッカー少年団といいますと、河川敷を使ってという話もあったんですけど、河川敷もなかなか河川敷なんで、ナイター設備はつけられないという話もあったんですけども、そういった感じでナイター設備を考えているような施設ないかどうかをちょっとお伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山田洋通君） 現在、施設のナイター設備のことについてのご質問がございました。まず、話題となっています運動広場の夜間照明のことについてご説明いたします。現在、夜間照明、照明灯は3基設置されておりますが、長期間使用していないということもありまして、今現在、とめていると、ブレーカーを落としているということですのでございます。これにつきましてはですね、もし、使用する場合の点灯を確認する場合も業者さんと電気保安協会の立ち合いでというようなこととなりますので、簡単につくかどうかという部分での難しい状況。何よりですね、あれ水銀灯でございます。現在、水銀灯というのは製造もう停止されてまして、もう使用できないという流れになっています。ですので、それらのことを考えますと、新たに設置し直すことで考えていくことになるのかなと思います。それらを考えていきますと、夜間の照明で運動がプレーできるという状況、明るさでいきますと、照明灯が6基必要になってくるだろうと思われれます。また、鉄塔も設置しなきゃならないというようなこととなりますので、これも大雑把に試算しますと3千万円を超えるというような試算になりました。確かに夜間にもスポーツを楽しめるという部分でいけば理想でございます。ですが、やはり、夜間にできる期間といいますか、年間の中での期間の短さというか限定もされますし、また芝生の状況につきましてもね、今ある、今できるところをね、活用しての部分での活用をしていただくというのが現時点では、活用していただくというのがよろしいのではないかなという、半ばお願いになってし

まいりますけども、そのような状況でございます。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） はい、わかりました。第2期ですね、訓子府町社会教育中期計画の中にあります社会体育施設整備の拡充の中でスポーツセンターを平成31年にオープンしましたが、他の社会体育施設は老朽化しており、計画的な改修が求められていますとあります。既存施設と今、活用してほしいという話がありましたけども、既存施設で今、改修計画が上がっているものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山田洋通君） 今、既存の体育の施設での改修計画があるかというご質問でした。現在ですね、社会教育の施設、社会体育の施設あわせて施設の長寿命化をどう図ろうかという長寿命化計画を今策定しているところです。その中で社会教育の施設も当然、改修等も含めた中で長寿命化を図っていくための対策をとっていくということで進めているところです。現在ですね、具体的に近々にこの施設をとということでの部分はまだ決められては、そこまでの具体的な部分はまだそこまでは図られていません。ただ、それらの今ある既存の中で、どのように活用していくかという部分でいけば、それぞれの持っている特性、例えば先ほどから話題になっています芝生、芝生のことについても、今、芝生が、天然芝が敷かれている場所、例えば末広の屋外ゲートボール場ですとか、あとゴルフの練習で使っています末広多目的広場ですとか、そういったものがあります。それらを他の種目というんですか、どう活用していくかという中で既存の部分を生かしていきたいというふうに考えています。また、これらについても、スポーツ愛好者や各団体の方々の意見とか、スポーツ推進委員の会議等の中でも検討していきたいというふうに考えております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 既存の施設の改修ということで、今後はより良い改修を行っていただきたいと思いますが、レクリエーション公園の整備の話になるんですが、現在、公園の中にあるトイレはいくつ設置されているか。また、和式と洋式の数などがわかればでいいんですけども教えていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山田洋通君） それでは、今のレク公園内のトイレということで、社会教育課での、運動施設に付随してのトイレのということで、私の方からお答えいたします。

まず、レク公園についておりますのが、まず野球場、野球場のところについているトイレがですね、男性用が小が三つ、大が一つ、和式です。女性が2基ついていてということなんです。続いて管理棟、これは運動広場についておりますが、管理棟です。これは男性用、小が3個、大が1個、女性用が2個となっています。また、スキー場、スキー場につきましては、男性用、小が1個、大が1個で、女性用が2個というふうになっていまして、今ですね、いわゆる大の方の便器につきましては、スキー場の女性用の二つを除きまして、全て和式という状況でございます。運動施設についてのトイレは以上でございます。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） 建設課管理のですね、多目的広場の方にあるトイレの関係でございますけども、このトイレにつきましては、男子トイレですけども、小が二つ、それ

と和式のあれですね、便器が一つと。それと女性につきましては、二つがあるのと、その他ですね、身体障がい者といいますかね、多目的トイレが一つ、それは洋式になってございます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今、トイレの数を教えていただきましたけども、現在、和式トイレで用が足せない子どもが大変増えてきているということで、現実的に野球の試合など、球場を訪れて大変な思いをしている子どもが多いという話を聞いています。今後、洋式トイレの方を整備する計画などはありますでしょうか。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山田洋通君） 今、運動施設のレク公園の運動施設のトイレの改修ということでのご質問でございました。

確かに、トイレの便座につきましては、和式が中心でございまして、特に、子どもたちが利用するという点については、ご不便をお掛けしているということが言えると思います。ただ、衛生面のことですか、あと、いわゆる簡易水洗、水が出るようなトイレということの検討も必要です。簡易水洗という部分につきましては、野球場に置いてありますトイレにつきましては、簡易水洗、水が出るというようなことでございます。その他、管理棟、スキー場については、水が出ないという、くみ取り式でございますので、それら簡易水洗も含めて洋式化へという部分でできるかどうかというのを今後検討していきたいと思えます。ですので、例えば、今現在、利用している方々ですか、特に子どもたちの部分ですね、それらも聞きながら、先ほど言いました施設の改修計画の中で、それらに盛り込みながらね、整備、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） わかりました。トイレの方はですね、子どもたちのために、できればもう使いやすいように改修していただけたらと思います。

3番目になりますけども、屋内遊戯施設、これはもう本当に要望のようなものでございまして、新たな施設を求める、簡単に言いますと雨天や雪の日でも遊べる室内用の公園ということですけども、子育てをする親御さんたちは、そういった施設と一緒にネット走や足寄にあるような、子ども用の遊具がたくさんある公園を望んでいるという声をたくさん聞いています。中でも大きな遊具などがあって、小さい子どもから、ある程度大きい子どもまでが遊べる公園やアスレチックのコースがあり、大人でも楽しめる公園、天気の良い日は室内遊具で遊べ、雨、日差しなどを遮る屋根付きのベンチなどがあり、誰でも暑い日に休むことができる、はだしで走る芝生などがあるような、さまざまなお意見をたくさん今回いただきました。レクリエーション公園は原石であり、森もあり、水もあり、花もあり、緑もある。いくらでもよくなる公園だと思っております。第6次訓子府町総合計画の中でも公園の充実をして、レクリエーション公園は長期的な視点で環境整備を推進しますとなっておりますし、令和3年度は、バッテリーカーの更新と芝桜の苗を植える計画になっていますが、その後、レクリエーション公園の計画は何か検討されていますでしょうか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） 今、レクリエーション公園の運動施設以外の部分の計画がどうかということをございますけども、現時点ではですね、今、現状の中でですね、有効に活用していただくということで進めていますので、現状の公園の環境美化に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今の現状のということで、本町には先ほどもご説明ありましたが、既存のすばらしい公園がたくさんあると思っています。平日はですね、こども園の子どもたちや、先ほど河端議員の中にもありましたけども、土日は家族連れで遊具を楽しんでいる姿をよく見ます。ですが、まわりの芝生の手入れとかさされているんですが、雑草が生え放題だったりとか、木の枝の処理がされてなくて、ちょっと危なくなっている公園もよく見ます。せっかく日陰を作るような公園なんですけど、その木がベンチの方までいってなくて、あまり意味がないところもよく見られますので、今後ですね、既存の公園の整備について、先ほどもありましたアンケートをとられるということもありましたが、全体として、訓子府町の公園を整備する考えということでよろしいでしょうか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） 先ほど、建設課の方でアンケートをとるということのご質問かと思えますけども、その部分については、今ある既存の公園の再配置といいますか、必要な公園、それとも使われていない公園、その辺の整理をしてですね、さらに遊具を増やすところ、逆に減らすところ、そういったところの利用状況をまず把握して、それからの検討ということをございますので、ご理解願います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） アンケートをとって、今後既存の公園も検討されて整備されるということですので、今後、先ほど言いました新しい施設等も含めて、今後、昨日ありました西森議員のキャンプ場、ドックラン、そういうのも含めた、道の駅も含めてですね、そういうところの整備をする場合、そういう公園なども一緒につけてですね、新たな施設としての活用を検討していただきまして、少年団などのスポーツ関係整備を含めて、ニーズ調査も行っていただいて、何が必要かということをやっぱり調べていただいで検討していただければなと思います。

次の質問に入らせていただきます。

○議長（須河 徹君） 谷口議員、途中ですが、ここで昼食のために休憩いたしたいと思えます。よろしいですね、それで午後は1時から行いますので、ご参集願いたいと思えます。休憩に入ります。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（須河 徹君） 休憩を解き、会議を継続いたします。

引き続き、4番、谷口武彦君の発言を許します。

谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 引き続き、質問させていただきます。

過疎法の見直しによる町への影響は。

人口減が進む市町村に国が財政支援する過疎法が2021年3月末で期限切れとなりますが、現行法にかわる新制度では人口規制が制限されるなどの案も浮上しており、過疎指定を受ける最大の利点である借り入れた元利金の7割を国が地方交付税で穴埋めする過疎債を借りられなくなる可能性もありますが、今後、町としての考えを伺います。

1、現在、本町として、どこまでの情報をつかんでいますか。

2、新制度になると本町にどのような影響があると考えていますか。

3、今後、過疎債が借りられないことを想定した場合のまちづくりとその対策はどうなると考えていますか。

以上です。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「過疎法の見直しによる町への影響」について3点のお尋ねがありましたので、お答えいたします。

1点目の「現在、本町としてどこまでの情報をつかんでいますか」および2点目の「新制度になると本町にどのような影響があると考えていますか」とのお尋ねがございましたが、関連性が高いため合わせましてお答えさせていただきます。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、広く一般的に「過疎法」と言われておりますが、日本経済の高度成長の過程で、農村漁村を中心とする地方の人口が急激に大都市に流出した結果、著しい人口減少に起因した地域社会の諸問題が生じ、地域間の格差是正に対する措置を講ずることで、人口の過度の減少防止と地域社会の基盤強化を図ることを目的に、昭和45年度に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以降、更新と改正を繰り返してきました。

令和3年3月末に失効します現行の過疎法の見直しについて、現時点で得ている情報としましては、直接示されていませんが、総務省の所管の過疎問題懇談会の中での議論を経て、当懇談会から支援のあり方や対象地域などについて多岐にわたる提言内容が示されております。

特に新制度と本町の影響する部分で申しますと、引き続き対象地域に該当となるか否かという点がございます。

現行法では、人口減少要件、自主財源を確保する力を示す財政力指数などの要件を満たす必要がございますが、人口減少要件については、人口動態に相当な変化もみられることや、人口減少が緩やかに過疎地域の要件に該当しなくなる自治体も想定されることから、経過的な過疎対策を実施する意義があるなど懇談会で意見が出されています。

なお、仮に現行法の過疎地域の指定要件がそのまま新制度に引き継がれた場合、本町は指定要件に該当すると思われるかもしれませんが、新過疎法では、現時点でどのような要件になるのか情報を得ていないことから、その影響も含めて新制度の内容について注視をしていきたいと思っております。

3点目に「今後、過疎債が借りられないことを想定した場合のまちづくりとその対策はどうなるか」とのお尋ねがございました。

現行の制度では、過疎地域の指定を受けることにより、充当率100%、元利償還金の7割の交付税措置を受けることができる、過疎対策事業債による支援をはじめ、国の補助

のかさ上げ、産業の振興を目的といたしました税制特例措置、地方税の課税免除等の減収補填措置などがございます。

参考までに、今回提案させていただきました補正予算をベースとしまして、令和2年度の一般会計の歳入予算に占める過疎対策債の割合は、約4.2%にあたる2億3,410万円となっており、もし、過疎対策事業債が借りられなくなりますと、これまで借りることができた事業の起債の借入れができない、または借入しても交付税措置がないなど条件の悪い起債を活用することになります。

このことに伴いまして、財源の確保が難しくなり、従来以上に事業の調整が必要になり、政策的な事業をはじめ、インフラの維持管理にも大きな影響を与えかねません。

過疎対策事業債は、先ほども申しましたとおり有利な条件での起債であることから仮に過疎地域の指定から除外された場合、まちづくりに大きな影響が生じます。

これまで、産業の振興、交通・情報通信等の整備、地域医療、教育の機会の確保等に一定の成果をあげてきた過疎対策制度ですが、一方で、人口減少の加速、公共交通手段の確保、医療・福祉分野の担い手の確保、地域活性化など過疎地域の課題は山積しております。

現行法にかわる新制度内容につきましては、政府の懇談会の提言内容などを参考に整理がされると思われませんが、いずれにしましても、厳しい環境に置かれている過疎地域には、引き続き対策を講じていくための制度が必要であり、今後も新たな過疎法の制定につきまして、関係自治体が一丸となり国に要望してまいります。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えいたしました。ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 過疎対策事業債ですが、令和元年度はですね、公共事業から教育対策事業、自治会活動支援事業、定住対策事業など、幅広く使われております。一般会計では発行額が1億9,200万円、下水道事業特別会計では1,030万円ということで発行されておりますが、令和2年度で発行、これから予定がある今後の計画があれば教えていただきたいのと、今年度、過疎法の見直しが行われ、条件が厳しくなった場合、新たな施設の整備や下水道整備など、インフラ整備などですね、6次総合計画の中の財源が変更などが計画案は変わってくるのかということをお教えいただければと思います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 今年度ですね、過疎対策債の発行予定ですけども、先ほど答弁の中でもお答えさせていただきましたんですけども、2億3,410万円ということになっております。また今後ですね、必要に応じてですね、発行額が追加されればですね、財源に充てていきたいと思っております。それとですね、総計のですね、財源、当然ですね、総計につきましても、過疎債、充当することをですね、前提としている部分も多いので、もしこの制度がですね、該当しなくなればですね、そこも見直ししていかななくてはならないといった事態に陥ることが想定されます。

以上です。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） まだ国からもそんなに詳しくは出てないということで、まだこれからいろいろ注視していかなければいけないと思いますが、過疎法の見直しということで、

町長にお伺いしますが、町として、どのように国の意図を捉えているかというのをひとつお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 時間がありませんから、何点かに絞ってお答えをさせていただきます。

一つはですね、過疎法が占める割合というのは、大変重要だということを財政課長の方から申し上げたとおりでございますけれども、私は自由民主党の過疎地域対策特別委員会というのが国会議員、全国の国会議員を代表して武部新さんが事務局長やっておりますけども、その調査に私も参加させていただいて、過疎法がうちの町の公共施設の整備にどのように役に立っているかということをも具体的に私どもの町にも来ていただいて説明をさせていただきました経緯があります。それから最近、私、今回コロナの関係で期成会、オホーツク活性化期成会の要請活動はちょっと全国的にまだ歩けないという状況ですけども、まとめて本選挙区の武部代議士に過疎法の必要性について、あらためて私は単独で発言し、そしてこの継続を訴えてまいりました。

それから先ほど、消防のこと等も含めて、3月に長谷川総務副大臣が来られた時に、過疎債の担当省庁でございますから、その問題も説明をさせていただきました。はっきりとしたことは言えないけどもという前提ですけども、訓子府町は将来、令和3年度以降の過疎法においても、適用自治体になるということを明言されておりましたから、私はよもや、うちの町がこの過疎債からはずれるということはないというふうに捉えております。

最近の報道関係で言うと、従来にも増して、この過疎債の過疎法の枠をやっぱり拡大していくという考え方が報道されています。例えばデジタル医療の問題なんかも含めて、高度医療が例えば旭川医大でやっていることが北見日赤でもやるような、こういったことも含めてですね、過疎債の適用の範囲になっている。

それから今、ローカル5Gの問題だとか、いろんなローカル問題含めて、高度情報化の問題なんかも今、取り上げられておりますけども、これらについても過疎債の中に組み入れていくということがありますから、今、時代が何を求めているかということも反映させながら、そして、過疎の自治体に対する手厚い支援は今後も変わらない。

そして、今、検討なのは、合併した自治体、北見市と例えば端野、常呂、留辺蘂、こういったところもですね、ぜひ過疎の対象に北見を除く、近隣の町村も過疎の対象にしてくれという要望があるようですけども、これらについては、まだ結論が出てないと。

今現時点で私が捉えている過疎法、過疎債の状況は以上のとおりです。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今、訓子府町は大丈夫だというご意見をいただきましたので、これからですね、本当に本事業、いろんな事業、本町の事業を行うにも過疎債、大事なものだと思っておりますので、国に働きかけをまたやっていただきまして、また新たな情報が出たらですね、周知をしていただきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 4番、谷口武彦君の質問が終わりました。

次は、3番、工藤弘喜君の発言を許します。

工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 3番、工藤です。それでは、ただいまより、私が、最後の一般質問ということになりますけれども、通告書に従いまして質問していきたいと思っております。

今回は2件あります。それですではじめ1件目でありますけれども、新型コロナの影響による収入減に対応した対策についてということでもあります。

本町においても商店や飲食業などの個人事業者は、新型コロナにより経済的な影響を大きく受けております。コロナ以前の状況に戻るには、まだしばらくの時間が必要かと思っております。

このような中、厚労省は4月、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料について、市町村が減免した際は、財政支援を行うと都道府県に通知をしております。

この件については、5月26日に開催をされました全員協議会でも本町でもこれらについて実施することで説明があったところであります。

ついては、次の項目について伺います。

まず一つ目でありますけれども、本町での現時点での国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料の減免の状況はどうなっているのか伺います。

二つ目が、今後、町民に向けての対応について考え方を伺います。

以上であります。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「新型コロナウイルス感染症の影響による収入減に対応した対策について、2点のお尋ねがありましたので、お答えいたします。

まず、1点目に「本町で現時点での、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料の減免の状況はどうなっているのか」とのお尋ねがございました。

これらの施策は、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少する見込みのある世帯に対し、保険税、保険料の減免を行う制度であります。

制度の概要を説明いたしますと、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料については、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な疾病を負った世帯が全額免除の対象としています。

また、主たる生計維持者の事業収入や給与収入の種類ごとにみた収入のいずれかが令和元年に比べて10分の3以上の減少の見込みがあり、令和元年中の合計所得金額が千万以下で収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年中の合計所得金額が400万円以下である世帯を一部免除の対象としています。

減免の対象となる保険税、保険料は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもので、前年の合計所得金額に応じて、10割から2割の割合で減免します。

介護保険料については、対象者は国民健康保険税・後期高齢者医療保険料とほぼ同じであります。前年の合計所得金額が200万円以下であるときは10割、200万を超えるときは8割を減免するものであります。

国民健康保険料は、令和2年2月以降、任意の月の1か月の収入に12を乗じて換算し、所定の計算により算出した所得額によって、全額または一部免除するものです。

9月7日時点における申請状況は、国民健康保険税は相談件数が15件、申請件数は7

件、減免決定額が68万2千円となっています。介護保険料は相談件数が4件、申請件数は2件、減免決定額が8万5,100円となっています。後期高齢者医療保険料と国民年金は相談、申請ともありません。

続いて2点目の「今後、町民に向けての対応は」とのお尋ねがございました。

これらの制度は、町民の申請に基づき減免を決定するものであり、より多くの町民に制度の理解をしてもらうことが必要と考えております。

町民への周知は、広報6月号で新型コロナウイルス感染症の支援策の一つとして記事を掲載し、町のホームページにも掲載したほか、年度当初に納付書を発送する際にはチラシを同封しています。

減免の対象となる保険料・保険税は、令和3年3月末までの間に納期限が設定されているものでありますので、まだ申請できる期間に猶予がありますことから、あらためて広報に記事を掲載するなど周知に努め、町民から相談があった場合には、わかりやすく、丁寧な説明に対応してまいりたいと考えています。

以上、お尋ねのありました2点について、お答えいたしましたのでご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） それでは、何点かについて、再質問ということになりますけれども質問をさせていただきたいと思います。

今回のこの質問のポイントというのは、私は何を求めていたかといいますと、まず一つはやっぱり制度の周知はどうだったのかということです。町民に対する、特に国保加入者に対する制度の周知はどうだったのか、もう一つが本当に減免が必要な人に周知が十分されていたのかという、その内容も含めて、それが一つの大きなポイントとして、ちょっと感じましたので、その点も含めて、ちょっと質問ということになるかと思えます。

それともう1点、本町でも、これ本町の独自施策でもありましたけれども、経営継続支援事業補助金という、これ極めて町民の、この事業者の方から、個人事業者も含め、そして法人も含めて歓迎されて評価の高い事業だったなというふうに、そういう声も聞いております。そういう事業もしている中で、今回のこの減免の問題、非常に関連性があるし、納税者にとっては、あるいは加入者にとっては、非常にやりやすいというのか、結構こう、良かったのかなど。トータルで考えてもらってやれることでもありますので、良かったかなという思いもありましたので、その辺も含め、ちょっと質問をしていきたいというふうに思えます。

まずはじめになんですけれども、答弁にもありましたけれども、実際の数字が国保でいきますと、9月7日時点において、国民健康保険税の相談件数が15件、申請件数は7件、減免が決定額が68万2千円と。ここに今答弁がありました。そして介護保険料についても4件の相談件数で申請が2件、減免が8万5,100円という数字が出ていましたけれども、この数字を聞いた時に、説明を受けました時に、意外と少ない数字ではないかなというふうに思ったのが率直なところであります。もう一つは、この質問をする前に、ちょっと何人かの事業をやって、特に個人事業、たぶんその方たちは国保の、いわゆる加入者だと思んですが、そういった方の声で、なかなか本当によくわからなかったというふうなこともちょっと聞いておりましたので、それから考えると、この15件の相談件数で申

請が7件で終わって、国保に限って言えば、やっぱりその部分でちょっと本当にどうだったのかなという思いでいます。それでまずはじめに、これはまちづくり推進室というか、坂井課長の方に答弁求めることになりますけれども、この新型コロナウイルス対策経営継続支援事業、いわゆる業種拡大の部分でいいんですが、この補助金の個人と法人と合計でどういうふうな実態になってたのか。実績も含めて。ちょっとお伺いをしたいと思います。

それとあわせて、減少割合20%、30%、40%の減少割合も、これは要件の中に入っておりますので、その部分も含めて、そう詳しくはなくていいんですけれども説明をお願いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） コロナウイルス対策の経営継続支援事業の業種拡大版の方の補助金ということでご説明させていただきます。

8月末までの申請期間でございまして、申請件数の合計が58件、うち交付決定になっている部分が54件、いろいろ要件ありましたけれども、その要件に該当しなくて却下になっている件数が4件となっております。個人と法人の内訳ですけれども、個人が40件、交付決定分ですね、法人が14件のあわせて54件ということになっています。減少割合の区分ですけれども、まず個人から、20%以上が8件、30%以上が1件、40%以上が31件。法人ですけれども、減少割合20%以上が1件、減少割合30%以上が4件、40%以上が9件となっております。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 今、課長の方から、この実績、これ8月の末で終わっている事業でありますので、これは最終結果だとは思いますが、この中でいきますと、20%、30%、40%以上の減少率が出ていますけれども、個人でいきますと、ほぼ、これおそらく国保の該当者になるのではないかなというふうに思いますけれども、町民課の関係になるかと思えますけれども、今言われた54件のいわゆる該当になった部分で国保の該当に当たる部分がどのぐらい占めているか、そういう情報なんかはつかまえておったんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） 今、元気なまちづくり推進室長からですね、30%以上、収入が30%以上減少している方は今回の国保の減免の対象となるかなと思いますけど、いろいろとまたその他に合計所得が千万以下であるとか、そのほかの収入が400万円以下という規定がありますけど、今言われている、その方が国保の減免に対象になるかという調査というか、その関係については、私どもの方については把握はしていないということで答えさせていただきます。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） この国保の減免の関係にいきますと、これは4月の時点で厚労省の方から通知がありまして、コロナの問題で当然これは出ている問題なんですけど、町として、この経営継続支援との中で、当然こういう申請が上がった時点で、こういう制度もあります。特に、昨日の一般質問の中で余湖議員なんかもおっしゃってございましたけれども、まだまだ、私も前段で言いましたけれども、個人事業者において、特に飲食店関係なんかも含めて、飲食店関係なんかは、このあれでいきますと、あれですよ、平均減少割

合でいくと62.4%ぐらいの、いわゆる現象が大きいと。そういう状況がありながら、あったと思うんですが、そういう時に国保なり、いわゆる社会保険料控除的な部分です。社会保険料の部分ですけれども、こういう制度で国は支援してますという説明があってもよかったのかなというふうな思いがありますし、そうすることで、加入者の、そのための申請の新たな負担というのが生じなくて済んだ経過になかったかなというふうに思ったところなんです。そういったものが、もろもろ関連して15件の相談で、先ほど言った7件の申請という程度で終わってしまっているのかなというふうな思いもした訳なんです。その辺いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） 国民健康保険税の減免について15件の相談件数と、実際に減免している件数が7件ということで、持続化給付金の、この関係との連携はどうなのかというお話なんですけれども、まず税は、まずあくまでも被保険者の申請に基づいて行うものが前提です。それで例えば坂井君の方でそういった収入状況わかって、うちの方が税が減免になりますから申請しませんかというようなことは、なかなかしづらいのかなと思います。もしできるとしたら、違う担当課がちょっと町民課に行って相談してくださいと言ってくれたら、うちの方としては、その人の方のいろんな関係を調べて税の減免できるかどうかということではできるのかなと思います。まだこの期間は最後の納期の前までは対象となりますから、これからまだありますし、実は今回、国保の減免については、1年のトータルの収入を見て収入額30%というところがみて、様子見をしている方もかなりいらっしゃるという話もしてますから、まだまだ申請できる期間は残っておりますので、今後また、うちの方も周知をちゃんときちんとして、多くの方が町民課の方に来ていただいて、相談していただければなと思っております。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 今、課長の言われた、いわゆる答弁された中身については、一般論としてはね、全て申請主義だから、そういうことになるんですけれども、今回のこのコロナの問題というのは、これまでにない未曾有の状況でありますし、その中で昨日からこの問題、先ほども言ったけれども、他の議員も含めて、あるいは町長自らも、やっぱり今までにない、そういう状況がある中で、やっぱりもっともっとう柔軟な対応と同時に、町民サイドというか、町民をどう元気づけて、いわゆる事業者であれば、いわゆる経営というんですか、それをどう存続させてくかという、本当に大きな課題を背負った中での毎日ではなかったかと思うんですが、そういった部分でいきますと、確かに申請主義なんだけれども、ちょっと一言、それぞれの課同士で連携取りながら、こういう制度もあって、こうだからお互いにちょっと相談に来た人に、申請に来た人に一言声をかけるということが本来はやっぱりあってもどうだったのかなという思いがしてたのは事実であります。

それともう一つ、先ほどの答弁の中でこれはまだ今、課長の言われたように、まだまだこれから来年までもありますので、それはそれで、これからもっと柔軟な対応も含めた取り組みというのはできるのかなと思いますが、それじゃもう1点、ちょっと質問ちょっと変えて、これについては、よく厚労省の方なんかでも、直近いわゆる申請月の直近の3か月でという話、そこの減収状況でということになっていきますけれども、本町の場合は、これの減収期間をどういうふうに捉えておられるのか。これについては、道議会の方でも結

構論戦をされておって、議論されていまして、事実、何て言うんですか、結構柔軟な対応でも問題ないような、答弁もなんかあったようなことも聞いておりますので、その点も含めて、本町の減収期間の取り扱いはどういうふうに考えているのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） 年間の収入が30%以下ということ。それで直近の3か月の数字をみてということなんですけども、それを見越して年間どのぐらいになるかということなんです、そのあと、さっき議員が言っている柔軟な対応というのは、おそらく、この制度そのもの自体は、例えば途中から収入がV字回復したということで、なったとしても、それは追いかけて収入は見ないということですから、その時の方の申告で年間の収入を計算できると。そういうふうに申請できるというものになっていますので、その制度のとおりだと私は考えているところです。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 最近の3か月ということじゃなくて、いいんですか、直近の、例えば申請月の直近って今、例えば7月に申請するとしたら、今回9月に申請するとしたら、6、7、8の3か月が直近の3か月ということになりますけれども、そこには、いわゆる一番困った時の時点、例えば先ほどの新型、いわゆる経営継続の支援事業の中でも減少月が一番大きいのはやっぱり3月、4月なんですよね、いわゆる過去にさかのぼってやらなきゃいけないという部分と、仮に国の方でもそうですし、道議会の論戦の中でも合理的に年間の収入がきちんと見込まれるのであれば、1か月でもいいんじゃないかというふうな、そういうふうな取り方もできる答弁がされていたかと思うんですが、そういったものについては、本町に対してどのような話になっていたのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） 収入の見立てに対して、議員ご心配されていることかなと思いますけれども、議員おっしゃったように、この制度については、柔軟な対応でいいというふうにしておりますので、直近3か月の収入がどうなのかというところなんですけど、現ベースでは年間の収入をみるんです、ですから、その中で対応というのはきちんとできるのではないかなというふうに思っていますので、一応そんなような対応で考えていきたいなと思っていますのでございます。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） ちょっとわかりずらかったというか、結局、年間を通じた、ある一定の時期の合理的な根拠になる部分がしっかりしていれば、年間を通じた収入の見通しなんです、これはね。その見通しが狂っても加藤厚労、今、官房長官になっちゃったけれども、加藤大臣は答弁、国会で答弁したのは、結果として、収入が3割以上減少しなかった場合においても、これは遡及して戻せなんて言わないよと。そういう柔軟な対応をとっている訳なんです。そういうことからいけば、例えば本町の場合の一番減収のひどかった、その月の分を1か月の分を12掛けて、何でできない、そういう対応が本来はされてもいいのかなというふうな思いがやっぱりした訳です。その中で、その減収割合を出して、それに見合った減収割合に応じた減免額を決めてくということがあっても、これは決して脱法的なものではなくて、そういう示され方がされている以上は、本町としてもすべきではなかったかなというふうな、これからもあってもいいのかなというふうな思

いでおりますので、その辺の見解、今後の対応も含めた中での答弁をお願いをしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） ただいま、すいません、収入の見立てに関することでのご質問いただきまして、議員おっしゃっていることはよくわかります。今まではそういった、うまくしゃべれないんですけど、直近の3か月のベースで年間の収入を見立てて計算しているものですから、その制度でやってきましたので、ちょっと1か月がどうのこうのという話しますと、ちょっと今までそうやって、やってきましたから、ちょっと考える時間をいただきたいなというふうに思っています。それがいいのかどうかもちょっと私の方で理解してないところもありますので、ご理解願います。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） それでは、やっぱりそういうことでね、戸惑いもあるかと思うんです。これは決して悪いこととか駄目だという意味じゃなくて、こういうふうに今までなかったことに対してどう対応していくかという部分では、非常にこう担当する人たちも大変だなと思います。そういう意味も含めて、やはり柔軟な対応は国の方も一定程度に認めますよという、先ほど言った、返さなくてもいいと。結果として、別なんだというところ、ただ、合理的根拠はしっかり担保しなきゃいけないけれども、それをきちんととってやることについては、市町村のこれは判断でできることですから、そういうふうな中身になっておりますので、そういった部分も含めて、もし疑問な点があれば、ぜひ道なんか、例えば、後期高齢者医療は1か月ですからね、後期高齢者保険料の減免については1か月の減収期間があればいいとなっていますんで、そういう部分も含めて、もし何かあれば道とも相談されてね、本当にどうなんだと。これは町民の利益、加入者の利益を守るため、もう一つは町民が、加入者が不備を起こして申請しなかったというんじゃないくて、その見解があいまいだったために、こういうふうに迷惑かけた部分、あるいはちょっと失礼な言い方かもしれないけれども、こうなったということも含めて、率直にやっぱり道とも相談されながら、進められてもいいのかなというふうな思いで今質問しているところでありますので、今後に向けては、そういうことも含めて、町長の考え方もちょっとお聞きしながら、これは町長が物を言わなければなかなか前に進んでいかない部分もありますので、よろしく願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ちょっと的が外れてるかもしれませんが、実は私どもで、この新型コロナウイルスの関連で支援策、あるいは町独自として、国、北海道、そして私どもの町で何をなし得るのかということを中心に検討してきた経緯がございます。とりわけ6月の網走総合振興局長との対談の中では、総合振興局が管内で今どんな施策を各自自治体で打っているのかという一覧にすべきだという提案をさせていただきました。その中でうちの町が欠落している部分は一体なんなんだと。これは具体的に予算措置をしていかなきゃならないという点が1点ともう1点は、道新と赤旗の日曜版だったと思いますけども、このコピーを課長会議でお見せして、ここで上げている医療保険、あるいは今言ったさまざま制度に対して支援する策は、うちの町としてとれないのかという検討を指示したことがございます。その中で今回答弁でも言わせてもらいましたように、国保やそういった

ことをやっぱり国が認めていること、こういったことを積極的にやっぱり展開しようということで、今回、私どもの町としては、こういったことの政策としての打ち出し方をしていった訳です。ただし、議員ご指摘のとおり非常にまだ不十分な部分があるというのは、否めない事実です。現に例えば、北海道全体でこの国保の関係で言っても申請しているというのは全体では2. 数パーセント、北見でも1. 何パーセントという状況ですから、この制度自体が非常にわかりにくかったし、浸透していくにはまだまだほどが遠いということがありますけども、今、ご指摘のとおり3月までありますので、これらも含めて十分にやっぱり可能性をやっぱり検討させていただきたいと。こう思っていますのでご理解いただきたい。

それから昨日、余湖議員の質問の中で私ちょっと答える時間なかったんですけども、これで十分なのかと。例えば、今度、プレミアム商品券を打つといます。だけどこれで今までかなりいろんなことやってきましたけども、不十分な部分が本当はないのかということの点検、これは商工会なんかも含めてですね、商工会会員の皆さんがやっぱりもっとこういう部分で支援が必要なんだということも含めて、総体として、これ年末を迎えるにあたってですね、やっぱり再検討というか、さらにということも含めて検討していく時期に来ているのではないかなと思いますので、今が悪いとか良いとかっていうだけではなくてですね、柔軟に議員指摘のとおり検討させていただきたいと思いますので、よろしくご理解をお願いします。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 次の質問もありますので、これで大方、この部分については終わらなきゃいけないんですけども、やっぱりこの背景というのは、何回もしつこいようですけれども、まだまだ訓子府の商工業者、やはり飲食業も含め、建設業のいわゆる個人事業主みたいな形で頑張っておられる方もやはり大変な状況になっているというのは間違いないことなんです。そういう背景がありながら、その大変さの中であってみても、前年のものが基準になって出てくる社会保険料的な、いわゆる健康保険の問題やら介護保険料の問題やら、さまざまな自分の力ではどうこうできるものでない部分が、その負担というのは、やっぱり負っていくんですよね。それをやはり国も考えて、これは大変だろうなということで、こういう制度を設けたということも含めて、再度そういう部分を今後に向けて検討していただきながら、あるものは十分柔軟な対応でもしながら使っていくと。そして町の活性化、次なるステップに向けて頑張ってもらいたいということを求めていきたいなというふうに思っているところです。次の質問に移らせてもらってよろしいですか。答弁ありますか。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） 町長の答弁でおっしゃってましたけども、この制度は町民にどう理解してもらうかなんですね。やっぱりそれをするためにまだ期間がございまして、次の広報に載せるのと、うちの町民課の窓口、税のサイドでお客様いっぱい来てもらって、相談体制もきちんとやると。ちょっと担当ともこの間、この質問が出て話したんですけど、町民にどういうふうな対応をするかということにあたって、まずは来てもらうということで、こういった国保の減免に関する相談日というかですね、そんなのも入れて、夜間も含めてやろうかというような話もちょうと相談してます。そんな住民対応もしなが

ら何とかですね、このみんな制度がわかって、より多くの方がですね、制度にのっている方については、ちゃんと減免してもらおう体制を作り上げていきたいなというふうに担当としては思っているところでございます。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） そういう方向で、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に移っていきたいと思います。

次が二つ目の質問なんですけれども、高齢者などへの「きこえ」に対する支援についてということであります。

本町においても高齢化が進む中「人の声が聞き取りにくい」あるいは「人と話がしづらい」あるいはまた「声が大きいと言われる」など加齢とともに、きこえの問題が出てきております。

難聴が進むと社会的行動が狭められてくるとも言われておりますし、また認知症予防の面からも考えなければならないのかなというふうにも思っているところであります。

誰もが生き生きと、また安心して暮らせるためにも、次の項目について、町長の考えをお伺いいたします。

1点です。高齢者などの補聴器購入に対して、町独自の補助制度ができないかということであります。

以上であります。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「高齢者などへの『きこえ』に対する支援」として、高齢者などの補聴器購入に対して、町独自の補助制度ができないかのお尋ねがございました。

本町で把握している高齢者の補聴器購入への助成を実施している自治体は、全国で23自治体、道内では池田町、赤井川村、近隣では北見市が助成をしております。本町における65歳以上の高齢者の人口は、平成30年をピークに減少傾向にあります。高齢者の占める割合は増加傾向にあり、加齢による難聴者も相当数いるものと推定しています。難聴になると、家庭の中でも社会的にも孤立しやすく、人との会話や人と会う機会が減り、引きこもるようになることで、健康状態にも悪影響を及ぼすものと考えられています。

本町では、障害者手帳の交付を受ける高度の難聴以上であれば、補装具として1割の負担で購入することができますが、中度以下であれば全額自己負担での購入となります。

しかしながら、購入しても、耳の中に補聴器が入っていると違和感を覚えたり、いろいろな音がして不快との理由から使用しなくなる人も少なくないといった現状のようです。まずは、各自治体の助成状況を確認するとともに、老人クラブや地域活動の集まりで、高齢者からの意見を聴取するなど実態把握に努めさせていただきたいと思っておりますのでご理解をいただきます。

以上、お尋ねのありました件についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） これについても、1、2点、再質問ということになりますけれども、まず一つは何と言ってもやっぱり補聴器は高いんです。そう簡単に手軽に買えるもの

でもありませんし、やっぱりそういうことから考えますと、特に、難聴、いわゆるきこえの悪い、きこえの問題はお金のあるなしに関らず、みんな平等になり得る可能性はある訳なんですけど、特に、所得の低い方々にとって、補聴器を買って、そして社会生活の中をしっかりとかう参加できるなんていうことはやっぱりなかなか困難な状況ではないかなというふうには私はみえています。そういう意味からも、この補聴器の購入に対する助成というのは、やっぱり本町としてもあっていいのかなというふうに思ったところが、この質問の趣旨なんですけど、もう1点、この答弁書でも言われてますけれども、障害者手帳の交付を受ければ1割の負担で購入できるとなっておりますけれども、これはやはりレベルがあって、障害の6級以上じゃないと、この制度にのっていけないですよ。そして、その中身もどういう補聴器なのかというのと、いわゆる70デシベル以上の人が、その中であっても対象となる。70デシベルというのは、ある意味騒音です。そういうふうな状況の中でちょっときこえがまずいという部分については対応となると。しかし、一般的に専門家の方、医者の方も言うのは、通常の会話でいけば、通常の会話が聞こえるデシベルでいけば、40デシベル程度がやっぱり必要なんだということが言われております。そういうものをかなえるためには、いわゆる身障者手帳の交付の問題を考えていては、やはりまずいのかなというふうな思いでいますので、そういう意味でも、やはり早急にとというか、そういう検討というのがあっていいのかなというふうに思っているところです。先ほどの前段の午前の山田議員の介護の問題等ともありましたけれども、いわゆるそういう問題、いわゆる認知症との問題も含めて、やはり考えると、あっていいのかなと。再度ちょっとその辺のことも含めて考えた結果どうなのかということで、答弁いただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） ただいま、議員さんからの質問にありましたけれども、基本的に70デシベル以上の重度と呼ばれている人たちには障害者手帳交付になって1割負担で購入することができるという部分でございます。そして、議員が求めています40デシベル以上、70以下ですね、そういった方たち、要は相当な音なんだろうけども、会話できる程度の聞き取りができるようにということなんだろうけども、一応ですね、この辺はやはり答弁で答えましたけども、実態を把握するのが前提なのかなというふうに思っております。それで当然加齢による聴力低下している人というのはおりますから、その方たちから、どの程度いるのかという把握も必要でしょうし、実際購入している方も結構、相当数いるのかなというふうにも考えております。そして、購入しても使用していないという方も多数おられる状況なのかも考えておりますので、その辺含めた中で実態を再確認させていただいて、高齢者の難聴に限らず、支援が必要なサービスというのは、まだ多々あるのかなというふうにも考えますので、全体的、福祉サービス全体を見据えた中で今後どういった支援が必要なのかという部分を把握に努めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解ください。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 実態調査というか、実態を調べるという部分については、決して悪いことではないんですが、なかなか難しい調査になるのかなというふうには思います。それで例えば、私が思うのは、例えば、町民健診ありますよね、町民健診の項目の中に聴

力検査というか、こういったものも組み込む、あるいは後期高齢者の対象の方たちにもそういうようなものを組み込みながら、きこえの問題を抱えているかどうか、当然その時には補聴器をかけている方たちもたくさんいるかと思うんですが、やはりそういう部分という発想が必要になってこないかなというふうに思うんですが、やっぱりその辺も含めて、今後に向けてやっぱり考えていただければいいのかなと。そして何よりもやっぱり、これ医師の診断というのが大事だと思うんですね、本当に補聴器が必要なのかどうかも含めて、デシベルの問題も含めて、専門のいわゆる耳鼻科の先生にどうみてもらって診断をして、その結果、どういう補聴器がいいのかということ、そういうことに結び付いたような福祉行政というのをどこかで考えていかないと、単に、何て言うんですか、意向調査みたいなのでは、なかなか実態に伴った対応になっていかないのかなというふうに思いますので、そういう部分の考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 町民健診の中等でそういった調査を行うのですかというご質問でしたけども、今、本町でやっている町民健診の中で、そういった聴力の検査という部分は、実際、実施はされていないというふうに考えております。午前中の山田議員の質問にもありましたけども、認定審査を受ける際に、チェックリストという部分もあるんですけども、担当者が訪問時に聞き取りする際に使うチェックリストという部分があるんですけども、そちらには、耳の聞こえというチェック項目もあるようなんですけども、本町で把握するとしたら、今は実際そういった部分ぐらいなのかなというふうに考えてます。

あと、今後そういった補聴器を助成するのであれば、工藤議員がおっしゃいましたように、専門的な知識がなければ、なかなか補聴器って安いものじゃないですから、なかなか買うのにも大変だとは思いますが、その辺も含めて、今後、対応を検討させていただければというふうに思います。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） この加齢性難聴というのは、一般に高齢者というだけじゃなくて、今は30代後半からこういう傾向、難聴の傾向が出ている人たちが増えてきているという問題も一方では言われております。その耳鼻科の先生方たちの専門家の中でも、やっぱり30代後半からこういったことがはじまる人たちもいると。だから対象は年齢で一律にということではなくて、助成の問題でいけばね。やっぱりそういう部分も加味しながら、やっぱり福祉施策というのか行政というのか、やっぱりみていく必要があるのかなというふうにも思っておりますので、本当にいわゆる社会的にひきこもったり孤立したりするのは、難聴という部分からが入口となる可能性も高いということもあるのではないかなと思いますし、特にこの認知症の問題も盛んに議論はされているんですけども、やっぱりなってからでは遅いんですね。やっぱりそれをどう社会的にも参加しながら生き生きとして、いわゆる生活を送れるかという、それをどうするかということが、もっと言えば、こんなことは言いたくはないんですけども、いわゆる経済的な部分から見ても、いわゆる財政的な部分から見ても、大きな負担で、そこら辺を担っていくのか、本当にわずかな部分でそういうことにならないようにしていくのか、いわゆる医療の原則だと思うんですが、軽症のうちから、やっぱりそうならないような予防、そういう部分も含めてやる方がずっ

とずっとお金もかからないんだというふうな発想に立っていただいて、すべきではないかなというふうには私に思いますので、ぜひそういった部分も、将来に向けては、いわゆるポストコロナの時代に向けては考えていく必要があるのかなというふうに思っておりますので、その点のことについての考え方について再度お聞きして私の質問は終わりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 実は私も難聴なんですね。加齢だって言われてんですけど、私の右の耳は40デシベルといますから危ないんですよ。やっぱりちょっと離れると聞き取りにくいという問題もありますから、これは全ての町民の方がそういう高齢になってくると可能性というのはあるということで、特定の人たちだけではなくてですね、年代が増すことによって、そういうことがあるということですから、やっぱりこう考えていかなきゃいけない一つの項目なんだろうなというふうに思います。例えば、うちの町で言うと独自に始めたのにPSA検査、すなわち前立腺がんの検査なんです。この検査によって、かなり前立腺がんを発見することが、うちの町民の中で、健診の中で出てきたというのもありますし、最近でいいますと、今年度からPET-CTを20人を対象にして、即満杯になりましたけども、PETを受けていただくということで、できるだけ成人病といいたいでしょうか、防いで未然に防いでいくということの施策を講じたところですから、その中に例えばきこえの問題で町民の健診の中では、聴力検査というのはやってないようなんですね。この中に入れることが可能かどうかということも含めて、アンケートというよりは、そういう具体的な中でそういうより具体的な検査とそしてまた予算措置が講じるかどうかということも含めてこれは検討する必要があるだろうと。ただ、1点気になるのは、補聴器使っている人なんかはこうすぐ外したりですね、そういう点では、ヨーロッパなんかと比べると指導する専門職が日本の場合はなかなかいなくてですね、どれがあった機械なのかということもですね、やっぱり指導していかなきゃならないということも抱えていますので、例えば北見市の補装具の交付事業なんかみても、所得制限があったりですね、あるいはポケット型の補装具でなかったら駄目だとかですね、結構幅狭いんですよ、だからこれでいいかどうかということも含めてね、やっぱり全体的な検討をこれからしていかなきゃならないなと思いますので、時間がちょっとかかるかもしれませんが、検討させていただきます。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 以上をもって、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 3番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

これにて一般質問を終了いたします。

◎日程の繰り上げ

○議長（須河 徹君） 本日の日程は終了いたしました。会議時間が残っております。議事運営について、議会運営委員長および副議長と協議のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時02分

○議長（須河 徹君） 休憩を解き、会議を継続いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長ならびに副議長と協議の結果、議会運営委員会での協議のとおり一般質問が早く終了した場合は、順次日程を繰り上げて審議をすることとしておりますので、この際、日程を1日繰り上げたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、日程を1日繰り上げることに決定いたしました。

ここで2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 3分

再開 午後 2時15分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議案第55号、議案第57号

○議長（須河 徹君） これより、提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第55号、議案第57号について、質疑、討論、採決をいたします。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず最初に、議案第55号の質疑を許します。議案書1ページ。

ご質疑ありませんか。

西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 6番、西森です。6ページ、歳出の部分の2款、1項、7目の住民安全対策費、危機管理対策事業費の部分のAEDを購入してますね、これ共同購入できなかった理由を一つお聞かせ願いたいと思います。

その下、7ページ、2款、1項、8目、企画費の中の光ファイバ網整備事業の事業費の一部負担となっておりますが、事業費の一部負担、これの詳細を教えてください。

それから、9ページの農林水産業費、6款、1項、農業費の農業振興費、強い農業づくり事業補助金、これJAきたみらいのむき玉施設分の助成ということになっておりますが、本町の出し分がこれだと思うんですが、これの詳細も一つお聞かせ願いたいと。

以上。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 6ページ、2款、1項、7目、住民安全対策費のAEDの共同購入できなかった理由ということでございます。

6月11日の日に日赤オホーツク地区長から令和2年度自動体外式除細動器AEDの共同購入中止についてという文章が入りまして、例年やっているところですけども、日赤においては、契約事務を一切中止するというので、中止したということでございますので、

ここは説明にありましたとおり備品として購入させていただくということです。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 6ページの2款、1項、8目、企画費の光ファイバ整備事業の事業費の詳細になります。

こちらにつきましては、総事業費4億4,721万7千円となっております、内訳になりますが、このうち民間事業者の負担分が8,651万2千円、国の補助が1億1,528万9千円となっております。残りですね2億4,541万6千円が、今回、国の交付金、地方創生臨時交付金を財源にして補正の額として計上させていただいております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 9ページの6款、1項、3目、農業振興費の強い農業づくり事業補助金の詳細について申し上げます。

こちらは穂波にあるJAきたみらいのむき玉施設で、ちょっと経過がありまして、元々はむき玉施設は手作業でむくラインが二つありました。それを平成28年度の補正事業で1ライン、二つあるうちの1ラインを機械を導入してむくような補助事業を導入しています。今回はその残った手作業のもう1ラインをまた機械のむき玉のラインに換えるというような整備を行うような事業内容となっております、総事業費が2億3,512万5千円となっております、税を除く2分の1が補助となっておりますので、1億200万円は、その補助金ということになっております。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 7番、山田です。6ページをお願いします。8目の企画費に関わって、予算編成の基本的なことに関わりますけども、コロナ対策関連の財源を用いて各部署にまたがる事業費を企画費に計上しております。その内容は資料2で、後ろの方の資料2に明らかでございますけども、教育費、福祉、企画、町民課でしょうかね、このように支出項目が目的ははっきりしたものをもって、それぞれの部署に使われるものが計上されるべきだと私は思うんですけども、地方財政法上も多分そのように規定してたと私は習った覚えがあるんですけども、これを企画費でわかりにくく括ってしまうことについての疑義をお聞きしたいと思います。

それと11ページ、教育費、4目のGIGAスクールの部分です。これも学校環境整備事業ということで括られておりますけども、教育のIT化というのは、このご時世ですから、必要な面は十分わかりますけども、コロナの環境下ということもあるのかもしれませんが、前のめり気味の心配もあるんですよ一方では。画面や端末機を長時間使う場合ですね、特に、子ども、児童生徒の場合ですね、体が発達期にありますけども、網膜と視神経と脳に与える影響がもう学者が大きな声を出しておりますけども、その使い方、それと運用の仕方も含めて、運用のルールを教育委員会で定めるべきと私は考えておりますけども、これを決めないで機械が先に導入されて運用が始まるのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 2款、1項、8目の企画費でコロナウイルス対策の事業をまとめたことについての疑義のご質問がございました。

議員おっしゃるとおりですね、地方自治法では目的別にとというのがベースということで、おっしゃるとおりなんですけど、今回、地財法ですね、地方財政法ですね、それが原則なんですけれども、今回ですね、1次、2次と国の交付金が入ってきたということで、最初、当初1次のところでおさめていくことを想定してですね、コロナウイルス対策ということで性質でちょっと分けてしまったんですね、この2次ということも後から出てきて、1次でやっているのと2次でやっているのが、ちょっとバラバラになるとですね、ちょっと統一がとれないということも含めましてですね、今回このような、ちょっと結果としてわかりづらくなってしまったんですが、組み方になってしまったということでご理解を願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、山田議員の方からGIGAスクールに関して、こういう端末、いわゆるICT端末を利用した上での、11ページ、10款、1項、4目の学校環境整備事業のGIGAスクール関連の予算に関するご質問でございました。

議員ご心配のとおり、こういうコンピューター関係は非常に子どもの発達にいろんなさまざまな影響を与えるというご心配は十分理解をさせていただき部分でございますし、教育委員会としても、その点については、いろいろと配慮しながら進めていかなきゃならないなということは考えております。それで北海道の教育委員会の中で出している、こういうコンピューター関係の指針もございます。それを十分配慮しながらですね、子どもたちに適した学習の内容、それから時間等をですね、今後つめていくということを考えていくことと、現在、学校の先生方とICT推進委員会というものを開いておりますので、その中でルールですとか運用についての協議を先生方と教育委員会ではかかっておりますので、その辺のルール化を図りながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

河端議員。

○5番（河端芳恵君） 6ページの8、企画費の中の一番下ですね、日赤病院コロナウイルス対策支援金、PCRセンターをつくるのかってという説明だったかと思うんですけど、具体的にどのような形でいつごろできるのか伺います。

13ページ、社会教育総務費の中で、芸術・文化振興事業、これは今年コロナの関係でできなかったってことですが、この事業は5年間にわたって計画されていたと思うんですが、今年度分は先送りになるのか、今年度分は中止というふうになるのか、そのあたりはどのようなになっていますか。

以上です。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 2款、1項、8目、6ページですね、2款、1項、8目、北見赤十字病院新型コロナウイルス対策支援金、これにつきましては、北見市が今回、北見日赤に対して補助をすることとなっております。3千万円。それにあたりまして、定住自立圏の圏域管内である残りの4町が、4町においても北見日赤が感染症の病床を持っている病院ということで、これまでも病床の対応、それとPCR検査などの対応をさせていただいたということで、4町で応分の負担をするにあたり、全体で500万なんですけど、本町は均等割とか患者割で100万円ということで負担させていただくことになってお

ります。それで河端議員の質問にありましたPCR検査センター、これについては、北見医師会がはじめたものになりますけれども、もう既に、場所とかは全然公表されてませんのでわかりませんが、活動をはじめているということで、月、水、金ということで聞いております。これも病院に行つて、医師が必要と判断された方が場所を教えてもらつてドライブスルーで検査をするということで聞いております。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山田洋通君） 河端議員からの質問、13ページ、10款、教育費、5項、社会教育費、1、社会教育総務費の芸術・文化振興事業の、いわゆるアート・タウン・プロジェクトの関係の減額でのご質問でした。このアート・タウン・プロジェクトにつきましては、平成29年度から事業を実施しておりまして、ちょうど今年が4年目というような年でございます。今回ですね、この減額補正で提案させていただいているのは、このアート・タウン・プロジェクト全体のうちの彫刻作品の公開制作分ということです。これにつきましては、武蔵野美大での彫刻作品の制作作業が進められないということでの、今回減額によるものでございます。ただ、今、議員質問にありましたとおり、この公開制作につきましてははですね、今回の今年の分を来年度、またその次の年ということでのスライドにするかということにつきましては、教育委員会としてはスライド、持ち越しということで考えていきたいと思っておりますが、武蔵野美大との協議も必要になってくるかと思えます。また、このアート・タウン・プロジェクト全体につきましてははですね、今年度、町民を交えた中での企画委員会を2回、今、実施しておりまして、その中で今年度は中止した事業の代わりにですね、町民を中心としたアート体験、アート作品と言うんでしょうか、そういった事業、イベントを取り組みながら4年目として過去の3年間の振り返りということと情報発信に努める年として取り組んでいっているところでございます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 8番、余湖です。一つだけお願いします。7ページ、企画費の中の、7ページの企画費、プレミアム付商品券発行事業補助金についてお伺いします。私は一般質問の中でもちょっと疑問を持ったんですけども、確かに33%で町民全員に当たるような、この施策というのは、きっと経済効果を考えれば、すごくいいことだと思います。ただ、一般質問の中でも言ったように、本当に全員が3枚ずつの、要するにその3枚をきちんと消費できるかどうかということなんですよね、やはりその中に格差が出てくるんじゃないかと思えます。ですから、これ1か月間売り出すということではありますが、その後、自由販売をするというような方向性が出てますけども、それについても、その段階でどれだけの数字が売れたら残り自由販売にするのか、私は逆に言うとその段階でやめてもらつて、残った金額について、残った補助として使える金があったら、その分を今度逆に低所得者とか買えなかったような人、単独、そういうような関係の人たちに商品券で配るとか、そういうことはできないのかなということもちょっと考えるんですけども、ちなみに、その残った、これは確認になると思えますけども、1か月で残った枚数に関してはフリーで売るということはもう決定していることなのかなということと、これ1次と2次の地方単独事業に対する交付税がありましたけども、これについては、数字を見るとこ

れでもう1次と2次についてはゼロということの確認なのかな、そうなると次、3次を期待して、先ほど町長も言いましたけども、今後のまだこれからの、何て言うんですか、いろいろな施策があるんじゃないかと思えますけど、そのことについて、あわせて心配するんで、そこら辺の確認をちょっと違うかもしれませんが、お願いします。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） プレミアム付商品券の発行事業でございますけども、前回、まちづくり商品券として5千円一律に配付しております。今回については、町民の家計の支援ももちろんございますけども、経済のお店等の経済対策もメインに、メインと言うか両立させるのにどこが一番いいかということで、町民にも買いやすく、例えば、近隣でいったら1万円とかっていう商品券で、それを5セットまでとかっていったら5万円いっきに買わなきゃならないと。さすがにそれはちょっとお金持ちしか買えないなということで、3千円という細かく分けて3セットまで買えるようにしております。期限が確かに11月20日までということで、ひと月と1週間ぐらいだと思うんですけども、次の、基本的に私考えているのは、町民皆さんがほぼ買ってくださるだろうっていう、買うだろうということでの想定なんで、余りはでないかなと思っているんですけども、余った場合には、少しでも経済対策に回せるようにということでの一般販売ということですので、その分については、余った分とか売れ残った分については一般販売をしていきたいと。一般販売するにあたりまして、どうしても周知期間がございます。11月20日ということにしたのは、11月20日ですめて、12月1日発行の広報紙に間に合うようにということでの期限にしています。全体に周知するには広報紙が一番いいと思います。新聞とかの折り込みとかもございますけども、広報紙での周知が一番いいということでの日付設定でございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 国の3次の交付金の情報についてなんですけれども、ただいまの時点で得ている情報の範囲でのお答えということでお許しいただきたいんですけども、3次につきましてはですね、はっきりしていることは国の補助金の、いわゆる補助裏という部分ですね、訓子府町でいいますと光ファイバ事業ですとかGIGAスクールの部分が対象になっているんですけども、その部分が3次分として配当されるという情報はあります。プラスアルファの部分についてはですね、今のところははっきりした情報はないということになります。

以上です。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第55号の質疑を終了いたします。

次に、議案第57号の質疑を許します。議案書19ページです。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第57号の質疑を終了いたします。

以上をもって、質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第55号、議案第57号の採決をいたします。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第55号、議案第57号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第55号、議案第57号は、いずれも原案のとおり可決されました。

◎議案第56号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、
議案第62号

○議長(須河 徹君) これより、議案第56号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第56号の質疑を行います。議案書16ページ。1人3回まで質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第56号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号の質疑を行います。議案書24ページ。1人3回まで質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第58号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号の質疑を行います。議案書27ページ。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第59号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号の質疑を行います。議案書28ページ。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

山田日出夫君。

○7番(山田日出夫君) 7番、山田です。59、60、61号の中で代表的にここで質問させていただきたいと思います。まず、三つの組合の名前が出てくるんですけども、抜ける組合の理由が一つ。それとこの60号にあっては、札幌広域圏組合が抜けないことで規定に残ると思うんですけども、その理由を聞きたいと思います。特に60号は、退職手当組合ですから、職員の退職時における退職手当の管轄なんですけども、抜けるとはどのようなのかなという、ちょっと知っておきたいという程度なんですけども教えてください。

○議長(須河 徹君) 総務課長。

○総務課長(伊田 彰君) ただいま、議案第60号で、前後、59号から61号の部分も含めてのご質問いただきました。

まず抜ける団体につきましては、解散でございます。それとちょっとですね、これ想定なんですけど、退手組合の札幌広域圏組合の部分なんですけども、これは元々入ってはいないのではないかというふうに思います。

○議長(須河 徹君) ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。
討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長(須河 徹君) 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。
討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第60号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第61号の質疑を行います。議案書29ページ。1人3回まで質疑を行えます。
ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第61号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第62号の質疑を行います。議案書30ページ。1人3回まで質疑を行えます。
ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第62号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程の議決

- 議長(須河 徹君) お諮りいたします。

ただいま、工藤弘喜君ほか4名から、意見書案第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める要望意見書および余湖龍三君ほか4名から、意見書案第4号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する要望意見書、同じく余湖龍三君ほか4名から、意見書案第5号 種苗法改正案の慎重な審議を求める要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3とし、ただちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よってこの際、意見書案第3号、意見書案第4号、意見書案第5号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として、ただちに議題とすることに決定いたしました。

ここで意見書の配付の関係から暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 2時50分

- 議長(須河 徹君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎意見書案第3号

- 議長(須河 徹君) これより追加日程第1、意見書案第3号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

工藤弘喜君。

- 3番(工藤弘喜君) それでは、私から意見書案第3号について、説明をいたします。
意見書案第3号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し

地方税財源の確保を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和2年9月16日

訓子府町議会議長 須河 徹 様

提出者 訓子府町議会議員 工藤弘喜
" 谷口武彦

〃 須 河 徹
〃 泉 愉 美
〃 河 端 芳 恵

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。
次のページをお開きください。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月16日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 須 河 徹

衆 議 院 議 長 様
参 議 院 議 長 様
内 閣 総 理 大 臣 様
財 務 大 臣 様
総 務 大 臣 様
厚 生 労 働 大 臣 様
経 済 産 業 大 臣 様
内 閣 官 房 長 官 様
経 済 再 生 担 当 大 臣 様
ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 担 当 大 臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（須河 徹君） これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第4号

○議長（須河 徹君） これより、追加日程第2、意見書案第4号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第4号

について、ご説明いたします。

意見書案第4号

国土強靱化に資する道路の整備等に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和2年9月16日

訓子府町議会議長 須河 徹 様

提出者	訓子府町議会議員	余 湖 龍 三
	〃	仁 木 義 人
	〃	西 森 信 夫
	〃	山 田 日出夫
	〃	西 山 由美子

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。
次のページをお開きください。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月16日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 須河 徹

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
財務大臣様
総務大臣様
国土交通大臣様
国土強靱化担当大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第5号

○議長（須河 徹君） これより、追加日程第3、意見書案第5号を議題といたします。
提出者からの提案理由の説明を求めます。

余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第5号について、ご説明をいたします。

意見書案第5号

種苗法改正案の慎重な審議を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和2年9月16日

訓子府町議会議長 須河 徹 様

提出者	訓子府町議会議員	余湖龍三
	〃	仁木義人
	〃	西森信夫
	〃	山田日出夫
	〃	西山由美子

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。
次のページをお開きください。

（以下、意見書案朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月16日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 須河 徹

内閣総理大臣 様

財務大臣 様

農林水産大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第5号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。
よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○議長（須河 徹君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。
よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（須河 徹君） これにて、令和2年第3回訓子府町議会定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時10分